

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年2月4日

【発行者名】 レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田島 廣久

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

【事務連絡者氏名】 藤田 剛志

【電話番号】 03-5219-5700

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 LM・グローバル・プラス（毎月分配型）

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 継続募集額 2兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

LM・グローバル・プラス（毎月分配型）（以下「当ファンド」ということがあります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。格付は取得していません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」ということがあります。）の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」ということがあります。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

(3)【発行（売出）価額の総額】

2兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額^{*}とします。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金の再投資に係る価額は、各計算期間終了日の基準価額となります。

日々の基準価額は、販売会社にお問合せいただくか、または委託会社のインターネットのホームページ等のご案内により知ることができます。また、基準価額は原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載（略称：プラス毎）されます。

^{*} 受益権1口当たりの基準価額は、信託財産に属する資産を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入れる有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

インターネットのホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

(5)【申込手数料】

お申込手数料（1万口当たり、消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」または「税」ということがあります。）を含みます。）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社毎に定められた手数料率を乗じて得た額です。手数料率は、2.625%（税抜2.50%）を上限として販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。販売会社は、以下の照会先までお問合せください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

インターネットのホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで）

^{*} 自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、無手数料です。

^{*} お申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

(6)【申込単位】

販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。販売会社は、以下の照会先までお問合せください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

インターネットのホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで）

^{*} 自動けいぞく投資コースを選択した受益者による収益分配金の再投資の場合は、1口単位で取得することができます。

(7)【申込期間】

継続申込期間は、平成22年2月5日から平成23年2月3日までとします。

^{*} 継続申込期間は、期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社の本・支店、営業所等です。販売会社は、以下の照会先までお問合せください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

インターネットのホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで）

* 販売会社以外の金融商品取引業者及び登録金融機関が、販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドを販売会社に取次ぐ場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

(9)【払込期日】

取得申込代金は、販売会社が指定する日までに販売会社にお支払いください。各取得申込受付日に係る発行価額の総額は、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

払込取扱場所は、上記「(8)申込取扱場所」に記載の販売会社の本・支店、営業所等です。

(11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金及び換金代金は、社振法及び上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的及び基本的性格

「LM・グローバル・プラス（毎月分配型）」（以下「当ファンド」ということがあります。）は、「LM・グローバル債券マザーファンド」及び「LM・グローバル株式マザーファンド」（以下、総称してまたは各々を「マザーファンド」ということがあります。）の各受益証券への投資を通じて、主として外国の公社債及び株式に投資を行うことにより、毎月の分配と中長期的な信託財産の安定成長を目指した運用を行います。信託金限度額は、信託約款の規定により1兆円となっております。ただし、委託会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」ということがあります。）と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。当ファンドは、契約型の投資信託です。格付は取得していません。

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく商品分類及び属性区分は以下のとおりです。なお、商品分類表及び属性区分表の網掛け部分は、当ファンドが該当する分類及び属性を示します。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
不動産投信		
その他資産		
追加型	内外	資産複合

「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「資産複合」とは、目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信及びその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファンド	あり	
		日本			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性	年2回	北米			
		年4回			欧州
					アジア
		年6回 (隔月)			オセアニア
年12回 (毎月)	中南米		ファンド・オブ ・ファンズ	なし	
	アフリカ				
不動産投信	年12回 (毎月)	中近東 (中東)			
		エマージング			
その他資産（投資信託証券 (資産複合（債券・株式））	日々				
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	その他				

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に債券及び株式に投資を行っておりますので、上記属性区分表の投資対象資産については、「その他資産（投資信託証券（資産複合（債券・株式））」と表示しております。

属性区分表において当ファンドが該当する属性は、下記のとおりです。

投資対象資産	その他資産	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信以外の資産に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 「（日本を除く）」は、日本の資産は含まないことを示します。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

（注）当ファンドが該当する分類及び属性以外のものについての詳細は、社団法人投資信託協会のインターネットのホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

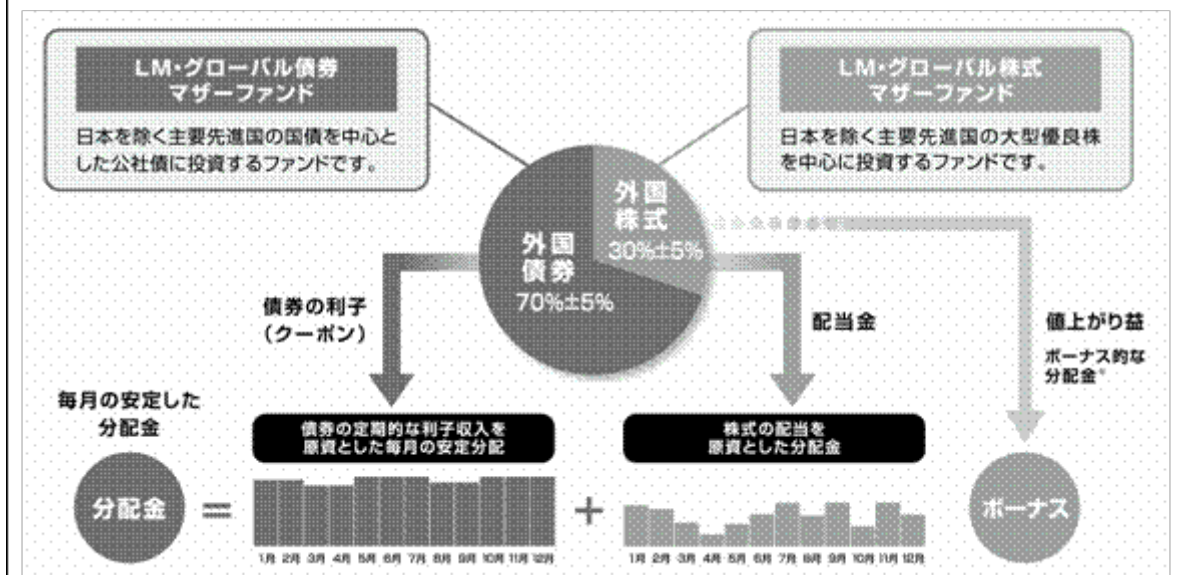
ファンドの特色

- a. 毎月の安定した分配金 + ボーナス的な分配金 を支払うことを目指します。
組入れた株式が値上がりすれば、ボーナスとして分配することを目指します。
- b. 外国債券70：外国株式30の組み合わせで、リターンアップ＆リスクダウンを図ります。
外国債券だけに投資するよりも、よりリスクが少なく安定したリターンを目指します。

c. 当ファンドは、為替ヘッジを行わないため、分配金及び基準価額は為替変動の影響を受けます。

ファンドの仕組みと運用について

当ファンドは、「ファミリーファンド方式」で運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

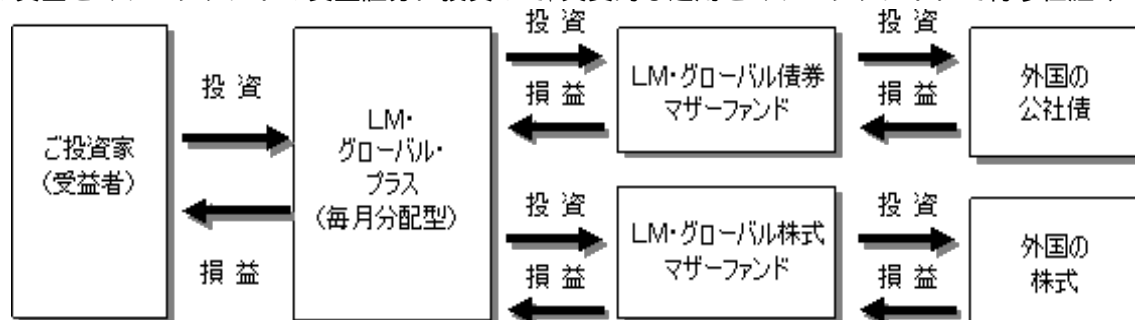


「ボーナス的な分配金」とは、毎月の利子収入や配当収入等に加えて株式の値上がり益等を上乘せして分配することを指します。

株式の値上がり益を確保できた場合でも、債券価格の下落や円高等により基準価額が下落した場合等、この上乘せ分配を行わないことがあります。また、毎月の分配においても、分配原資が少額の場合には、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

d. 「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、ご投資家からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



(注) 委託会社は、マザーファンドに投資を行う当ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行うことがあります。マザーファンドに投資を行っているベビーファンドは以下の通りです。

LM・グローバル債券マザーファンド

LM・世界債券ファンドVA（適格機関投資家専用） 平成14年9月25日設定

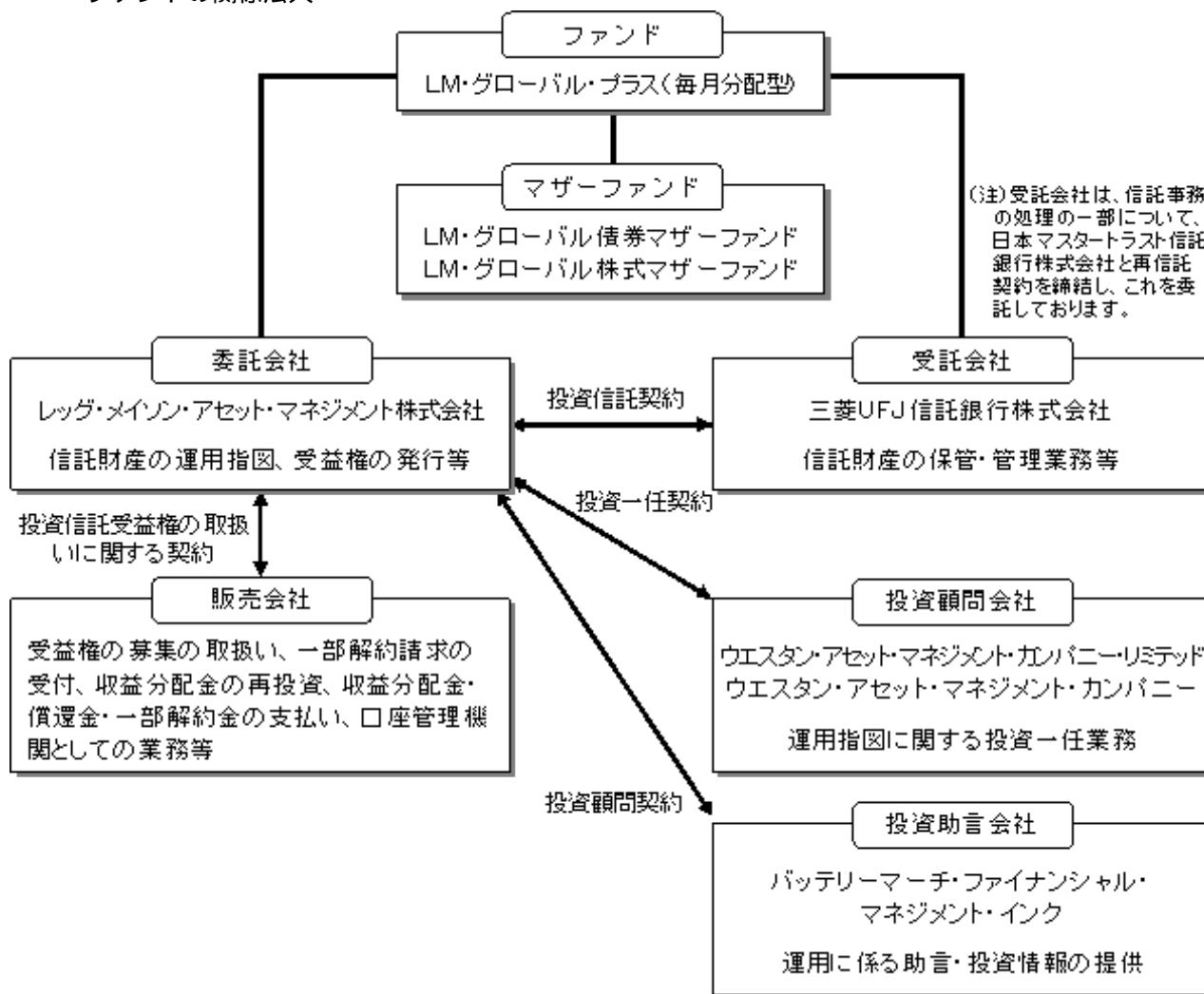
LM・グローバル債券ファンドVA（適格機関投資家専用） 平成14年9月25日設定

LM・グローバル株式マザーファンド

LM・グローバル株式ファンドVA（適格機関投資家専用） 平成15年6月30日設定

(2)【ファンドの仕組み】

ファンドの関係法人



販売会社については、以下の照会先までお問合せください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

インターネットのホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで）

ファンドに関する契約の概要

a. 投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の規定に基づいて作成され、あらかじめ監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、当ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社及び受託会社の業務に関する事項、信託の元本及び収益の管理並びに運用指図に関する事項等です。

b. 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資並びに収益分配金、償還金及び一部解約金の支払い等）等について規定しています。

c. 投資一任契約

委託会社が投資顧問会社に「LM・グローバル債券マザーファンド」の運用指図に係る権限を委託するにあたり、投資の基本方針の遵守、業務の内容、必要経費の負担、投資顧問報酬等について両者間で取り決めたものです。

d. 投資顧問契約

投資助言会社が委託会社に「LM・グローバル株式マザーファンド」の運用に係る助言、情報提供を行うにあたり、情報提供の方法及び条件並びに投資助言報酬等について両者間で取り決めたものです。

委託会社の概況（平成22年2月4日現在）

a. 資本金の額

1,000百万円

b. 沿革

平成10年4月28日 ソロモン投信委託株式会社設立

平成10年6月16日 証券投資信託委託会社免許取得

平成10年11月30日 投資顧問業登録

平成11年6月24日 投資一任契約に係る業務の認可取得

平成11年10月1日 スミス パーニー投資顧問株式会社と合併、

「エスエスピーシティ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

平成13年4月1日 「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

平成18年1月1日 「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更

平成19年9月30日 金融商品取引業登録

c. 大株主の状況

名 称 レグ・メイソン・インク

住 所 アメリカ合衆国メリーランド州ボルチモア市インターナショナル・ドライブ100

所有株式数 78,270株

持株比率 100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用の基本方針

主として外国の公社債及び株式に投資を行うことにより、毎月の分配と中長期的な信託財産の安定成長を目指した運用を行います。

主な投資対象

L M・グローバル債券マザーファンド及びL M・グローバル株式マザーファンドの各受益証券とします。

投資方針

a. 主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、外国の公社債及び株式に投資を行い、中長期的に信託財産の安定した成長を目指します。

b. 原則として、マザーファンド受益証券の基本投資割合は、純資産総額に対して以下の比率を目安とします。マザーファンド受益証券への投資割合が基本投資割合から一定の範囲を超えた場合には、組入比率の調整を行います。

L M・グローバル債券マザーファンド受益証券・・・70%±5%

L M・グローバル株式マザーファンド受益証券・・・30%±5%

c. 実質組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジを行いません。

d. 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

e. 異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

f. 当初設定時及び償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向及び急激な市況動向の変動が発生もしくは予想されるとき並びに信託財産の規模によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（約款第20条）

a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ)有価証券

(ロ)デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

1. 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
2. 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
3. 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
4. 外国金融商品市場において行う取引であって、1.から3.までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
5. 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
6. 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
7. 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
8. 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
9. 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。以下同じ。）に係る権利
10. 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（1.から8.までに掲げるものに該当するものを除きます。）

(八)金銭債権

(二)約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

(イ)為替手形

委託会社は、信託金を、主としてレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された証券投資信託であるLM・グローバル債券マザーファンド及びLM・グローバル株式マザーファンド（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の各受益証券並びに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。（約款第21条第1項）

- a. 株券または新株引受権証券
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- h. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- i. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- j. コマーシャル・ペーパー
- k. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
- l. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記a.からk.までの証券または証書の性質を有するもの
- m. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- n. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- o. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- p. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証

券に係るものに限ります。)

- q. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
- s. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- t. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- u. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v. 外国の者に対する権利で上記u.の有価証券の性質を有するもの

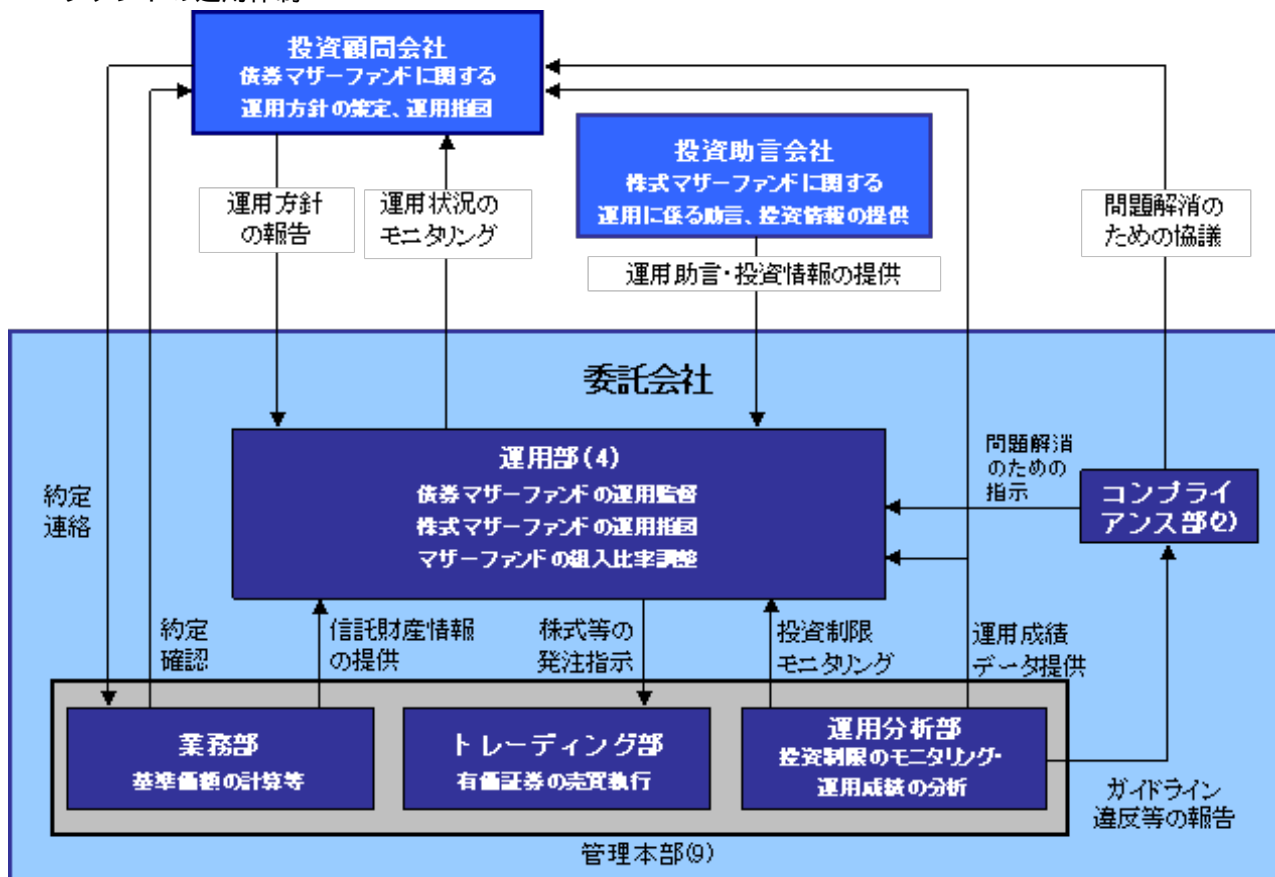
なお、上記a.の証券または証書並びにl.及びq.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券並びにl.及びq.の証券または証書のうち、b.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.及びn.の証券を以下「投資信託証券」といいます。上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記のa.の(ロ)から(ニ)までに掲げる特定資産及び上記のb.に掲げる資産により運用することの指図ができます。（約款第21条第2項）

(3) 【運用体制】

当ファンドの実質的な運用はマザーファンドにて行います。（マザーファンドの組入比率調整に係る運用指図は委託会社が行います。）

「LM・グローバル債券マザーファンド」の運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド及びウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーが行います。また、「LM・グローバル株式マザーファンド」の運用は、委託会社がバッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インクの投資助言を受けて行います。

ファンドの運用体制



（注）（ ）は平成21年12月末現在の各部署に属する人数（管理本部は、上記業務に従事する人数）を示します。

委託会社は、投資顧問会社との間で、LM・グローバル債券マザーファンドの運用に関する投資一任契約を締結するとともに、ファンドの運用に関するガイドライン（運用目標、投資対象、投資制限等）を投資顧問会社

に指示します。

投資顧問会社では、ファンドの信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。

運用部は、投資助言会社から受けた投資助言に基づき、LM・グローバル株式マザーファンドの運用方針を決定し、トレーディング部に株式等の発注を指示します。

運用部は、投資顧問会社の運用状況について、投資一任契約書、ガイドライン等を遵守し適切に行われていることを監督します。運用部は、投資顧問会社に対して、必要に応じて投資環境の見通し、運用方針等についての情報提供を求めます。

運用分析部は、ファンドのポートフォリオが各種投資制限に従った状況となっているのかモニタリングを行い、投資制限の違反または違反のおそれのある場合には、コンプライアンス部に報告します。報告を受けたコンプライアンス部では、投資顧問会社のコンプライアンス部門と連携する等して問題解消に向けた措置をとります。また、運用分析部は、ファンドの運用成績について分析を行い、分析結果を委託会社の運用部及び関連部署並びに投資顧問会社にフィードバックします。

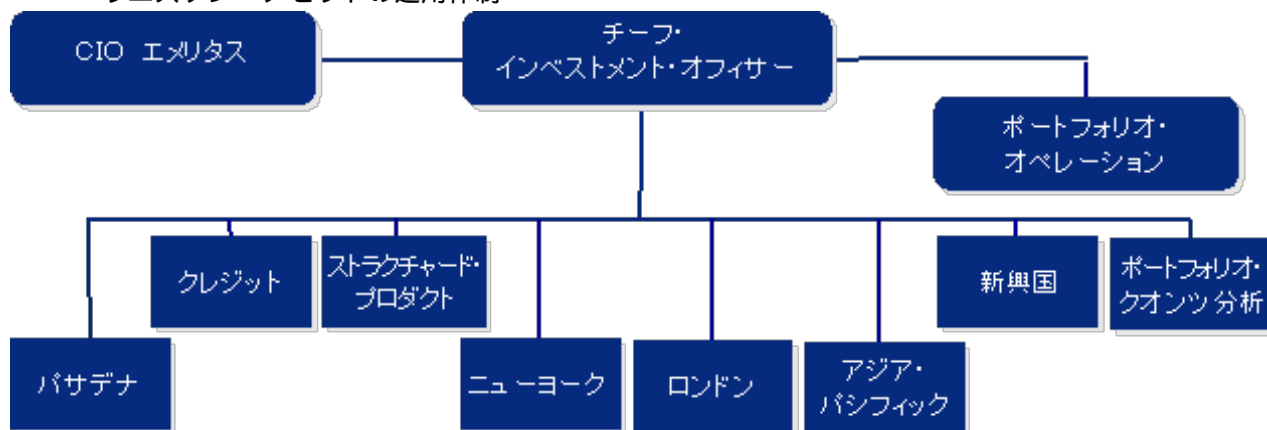
委託会社では、運用の意思決定の監督は、東京運用委員会があたります。東京運用委員会は、投資責任者、ポートフォリオ・マネジャー及びファンドの運用に係る各部門の責任者で構成され、議事内容は取締役会に報告されます。東京運用委員会は、月次で開催され、有価証券市場の状況認識・市場の方向性の予測、各ファンドの運用成績の点検、各ファンドの運用方針が適切に策定されているかの確認等を行います。

上記の運用については、「証券投資信託委託業務にかかる業務運営規程」及び部門毎に策定した「業務規程」に従って業務が遂行されます。

（参考）LM・グローバル債券マザーファンドの投資顧問会社の運用体制

ファンドの運用は、レグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社である「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」及び「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」に委託します。投資顧問会社では、信託約款、投資一任契約書及び委託会社から指示された運用に関するガイドラインを遵守して運用を行います。

<ウエスタン・アセットの運用体制>



上記は、投資顧問会社2社を含めたウエスタン・アセットのグループ全体の運用体制を示したものです。

（注）ファンドの運用体制等は、今後、変更となる場合があります。

委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制

委託会社は、投資顧問会社へのファンドの運用指図に関する権限の委託及び投資助言会社から投資助言の提供を受けることが適切であるかどうかについてモニタリングを継続的に実施します。具体的には、社内規程に基づき、定期的に投資顧問会社及び投資助言会社の実績、組織、人材、財務内容、法令等の遵守状況に関する調査を実施するとともに、必要のある場合には関係部署に対する投資顧問会社及び投資助言会社の業務遂行状況に関するヒアリングを行います。調査結果は、委託会社の商品会議に提出され、外部委託の継続について議論されます。

委託会社は、受託会社または再信託受託会社に対して、内部統制に関する外部監査人による報告書の提出を求めるほか、担当部署による委託会社独自の確認作業を実施し、受託会社等の業務状況についてモニタリングを行っています。

(4)【分配方針】

収益分配方針

原則として、毎決算時（原則として毎月8日、休業日の場合は翌営業日。）に、分配方針に基づき分配を行います。

- a. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含みます。以下同じ。)及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金及び収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。
- b. 収益分配金額は、原則として繰越分を含めた利子・配当等収益を中心に、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。また、各計算期間において外国株式に係る売買益が生じたときは、利子・配当等収益に加えて、分配対象額の範囲内で外国株式に係る売買益等からも分配を行う場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。
- c. 留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- d. 自動けいぞく投資コースを選択した受益者の分配金は、税金を差引いた後、原則として「自動けいぞく投資約款」に基づいて全額再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により、収益分配金を受益者に支払う場合があります。

収益の分配方式

- a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - (イ) 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - (ロ) 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- b. 上記a.におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当ファンドの信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- c. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5)【投資制限】

< 信託約款による投資制限 >

株式への投資制限（約款「運用の基本方針」、約款第21条第3項及び第24条第1項）

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産の属する株式の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の40を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- c. 上記a.及びb.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資する株式等の範囲（約款第23条）

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所（国内外の有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約

権証券については、この限りではありません。

- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

新株引受権証券及び新株予約権証券の投資制限（約款「運用の基本方針」、約款第21条第4項及び第24条第2項）

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- c. 上記a.及びb.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

マザーファンド受益証券以外の投資信託証券の投資制限（約款「運用の基本方針」、約款第21条第5項）

- a. 委託会社は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンド受益証券以外の投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款「運用の基本方針」、約款第29条）

- a. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、並びに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）

信用取引の指図範囲（約款第25条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、下記(イ)から(へ)までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ下記(イ)から(へ)までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- (イ) 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - (ロ) 株式分割により取得する株券
 - (ハ) 有償増資により取得する株券
 - (ニ) 売出しにより取得する株券
 - (ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
 - (ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記(ホ)に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図（約款第26条）

- a. 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図（約款第27条）

- a. 委託会社は、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本c.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. 上記c.においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図（約款第28条）

- a. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額（「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本c.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額（「為替先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本d.において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- e. 上記c.及びd.においてマザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の総額のうち、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係る金利先渡取引及び為替先渡取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- f. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- g. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたと

きは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図及び範囲（約款第30条）

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を下記（イ）及び（ロ）の範囲内で貸付の指図をすることができます。

（イ）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

（ロ）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

b. 上記a.の（イ）及び（ロ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
公社債の空売りの指図範囲（約款第31条）

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしてします。

b. 上記a.の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ（約款第32条）

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b. 上記a.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

d. 上記a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ（約款第41条）

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b. 上記a.の資金借入額は、下記（イ）から（ハ）までに掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

（イ）一部解約金の支払い資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

（ロ）一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払い資金の不足額の範囲内

（ハ）借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

c. 上記b.の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第33条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図（約款第34条）

a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

b. 上記a.の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

c. 上記b.の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

受託会社による資金の立替え（約款第43条）

- a. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- b. 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- c. 上記a.及びb.の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

< 法令による投資制限 >

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。（投信法第9条）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

< 参考 >

L M・グローバル債券マザーファンド

(1) 投資方針

基本方針

L M・グローバル債券マザーファンドは、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）を上回る収益を目指して運用を行います。ただし、この目標収益の達成を約束するものではありません。

運用方法

a. 投資対象

日本を除く適格国通貨建の確定利付証券（モーゲージ証券及び資産担保証券を含みます。）を主要投資対象とします。「適格国」とは、OECD加盟諸国及び非加盟国のうちA - またはA 3以上の政府債務格付を有する国をいいます。

b. 投資態度

(イ) 「適格国」通貨建の確定利付証券（モーゲージ証券及び資産担保証券を含みます。）を中心に分散投資を行います。投資対象証券は、原則としてOECD加盟国に属する企業または金融機関が発行するものはBBB - / B a a 3、OECD加盟国以外に属する企業または金融機関が発行するものはA - / A 3の最低格付（短期金融商品については、A 1 / P 1の格付を有することを最低条件とします。）を有するものとします。なお、本邦に属する者を発行者とし、または円建で発行される確定利付証券には投資しません。

< OECD*加盟国 >

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国（計30カ国）（平成21年12月末現在）

* OECD = Organisation for Economic Co operation and Development（経済協力開発機構）

(ロ) ベンチマークはシティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）とします。ポートフォリオのデュレーションは、ベンチマークに比し±3年の範囲内で変動させることを原則とします。ベンチマークに対するトラッキングエラー・ターゲットは2%、超過収益目標は1%とします。ただし、この目標の達成を約束するものではありません。

< シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース） >

世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し、指数化したもので、日本を除く世界主要国の国債市場全体の実勢を反映している指数といえます。

(インデックスの構成国)

米国、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、ベルギー、オランダ、オーストリア、ギリシャ、ポルトガル、ポーランド、フィンランド、アイルランド、英国、デンマーク、スウェーデン、スイス、オーストラリア、ノルウェー、シンガポール、マレーシアの計22カ国(平成21年12月末現在)

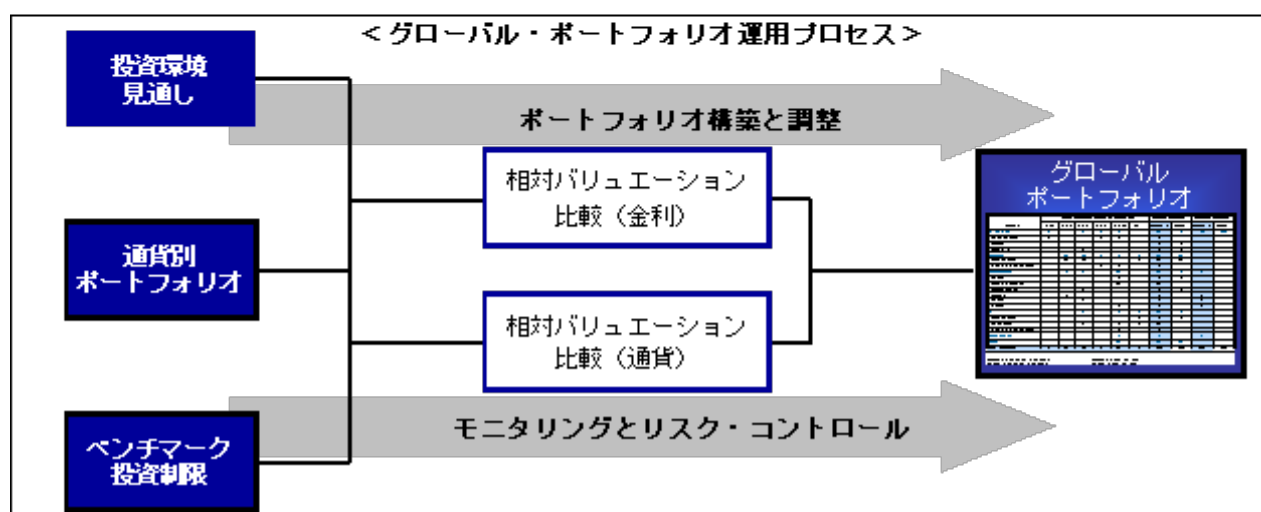
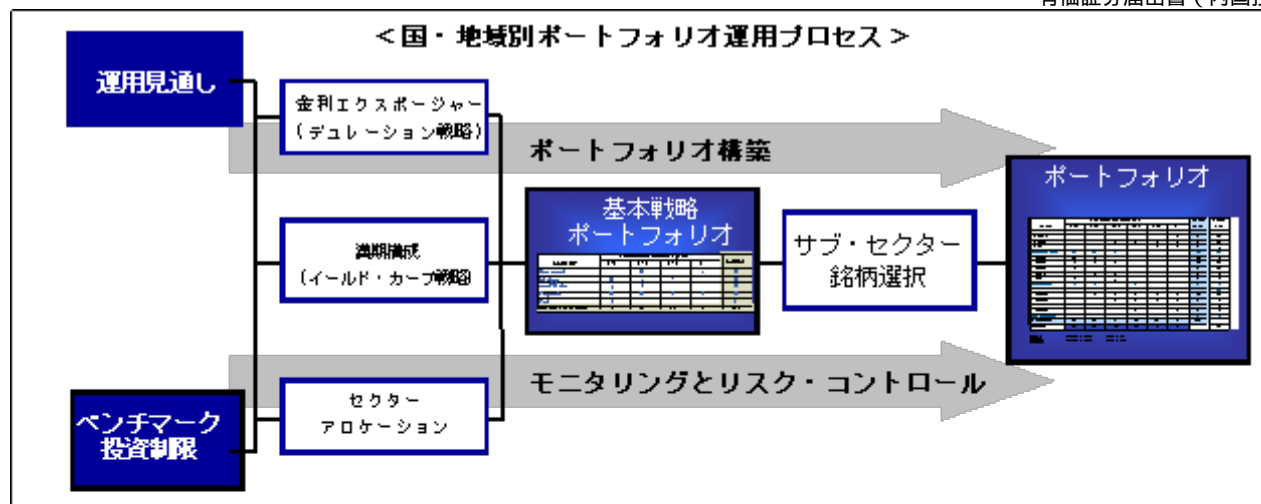
出所：シティグループ・グローバル・マーケット・インク

(注)構成国は変更となる場合があります。

- (ハ)長期的観点に基づくバリュエーション(債券価値)志向の投資を行うことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、中長期に超過収益の獲得を目指します。
- (ニ)個別銘柄の選定においては、ボトムアップ・リサーチによる調査を実施し、流動性及び発行規模といった要因も考慮しつつ、割安と判断される銘柄の発掘を行います。
- (ホ)外貨建資産に対する投資比率には制限を設けません。外貨建資産については為替ヘッジ(対円)を行いません。
- (ヘ)国内及び外国の市場における有価証券先物取引等を行うことができます。
- (ト)信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことができます。
- (チ)資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (リ)委託会社は、運用指図に関する権限のうち次に関する権限を、次の者に委託します。
 - ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド(英国)
 - 米国ドル以外の通貨建ての公社債を中心とする有価証券等(派生商品を含みます。)及び外国為替の運用
 - ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー(米国)
 - 米国ドル建ての公社債を中心とする有価証券等(派生商品を含みます。)の運用

<投資顧問会社の運用プロセス>

長期的観点に基づくバリュエーション(債券価値)志向の投資を行うことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、信託財産の成長を目指します。



(注) 運用プロセスは、今後、変更となる場合があります。

<ウエスタン・アセットの概要>（平成21年12月末現在）

本社：米国カリフォルニア州パサデナ、1971年設立

レグ・メイソン・インクの100%子会社

アクティブ運用に特化。チーム体制を採用し、セクターを重視する運用

ニューヨーク、ロンドン、東京、シンガポール、メルボルン、サンパウロにも運用拠点

(2) 投資対象

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（約款第11条）

a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ) 有価証券

(ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

1. 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
2. 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
3. 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
4. 外国金融商品市場において行う取引であって、1. から3. までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
5. 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。以下同じ。）に係る権利
6. 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規

則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（1.から4.までに掲げるものに該当するものを除きます。）

(八)金銭債権

(二)約束手形

b.次に掲げる特定資産以外の資産

(イ)為替手形

委託会社（投資顧問会社を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。（約款第12条第1項）

a.国債証券

b.地方債証券

c.特別の法律により法人の発行する債券

d.社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

e.転換社債の転換及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得した株券

f.コマーシャル・ペーパー

g.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記a.からf.までの証券または証書の性質を有するもの

h.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

i.外国法人が発行する譲渡性預金証書

j.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）

k.抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

l.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、上記e.の証券または証書及びg.の証券または証書のうち上記e.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記a.からd.までの証券及びg.の証券のうちa.からd.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記のa.の(ロ)から(二)までに掲げる特定資産及び上記のb.に掲げる資産により運用することの指図ができます。（約款第12条第2項）

(3)投資制限

< 信託約款による投資制限 >

株式等への投資制限（約款「運用の基本方針」、約款第12条第3項及び第16条）

a.株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。株式への投資は転換社債を転換及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）を行使した場合に限ることを原則とします。

b.委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

投資する株式の範囲（約款第15条）

a.委託会社が投資することを指図する株式は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

b.上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款「運用の基本方針」、約款第19条）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産への投資割合には、特に制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）

先物取引等の運用指図（約款第17条）

- a. 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)
- b. 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図（約款第18条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用並びに価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図及び範囲（約款第20条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を下記(イ)及び(ロ)の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - (イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - (ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- b. 上記a.の(イ)及び(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第21条）

外貨建有価証券への投資は、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図（約款第22条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

< 法令による投資制限 >

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。（投信法第9条）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

< 参考 >

L M ・ グローバル株式マザーファンド

(1)投資方針

基本方針

LM・グローバル株式マザーファンドは、主として日本を除く世界各国の上場株式・店頭登録株式に投資することにより、長期的に信託財産の成長を図ることを目標にアクティブ運用を行います。

運用方法

a. 投資対象

主として日本を除く世界各国の上場株式・店頭登録株式を主要投資対象とします。

b. 投資態度

(イ)主として、日本を除く世界各国の上場株式・店頭登録株式に投資を行い、長期的に信託財産の成長を図ることを目標にアクティブ運用を行います。

(ロ)MSCIコクサイ・インデックス（配当込、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを安定して上回る投資成果を目指します。ただし、この目標の達成を約束するものではありません。

<MSCIコクサイ・インデックス（配当込、ヘッジなし・円ベース）>

モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル・インク（以下「MSCI Inc.」といいます。）が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要国（22カ国が対象）の株式で構成されています。

（注）「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.の財産であり、その著作権はMSCI Inc.に帰属します。「MSCI」はMSCI Inc.のサービス・マークです。

（インデックスの構成国）

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、アイルランド、イタリア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、シンガポール、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国の計22カ国（平成21年12月末現在）

（注）構成国は変更となる場合があります。

(ハ)ファンダメンタル要因を含む各種株価形成要因をクオンツ手法によって多面的に分析し、個別銘柄の投資魅力度を順位付けることによって、銘柄選択を行います。またこの厳密な基準に基づく銘柄選択と効果的なリスク管理からなる規律ある運用プロセスにより、ポートフォリオを構築します。

(ニ)ファンドのリスク状況を随時モニターし、ファンドの運用戦略に合致した適正な資産配分を保ち、良好な投資成果の実現を目指します。

(ホ)株式の組入比率は、原則として高位を維持します。

(ヘ)外貨建資産への投資比率には、特に制限を設けません。外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

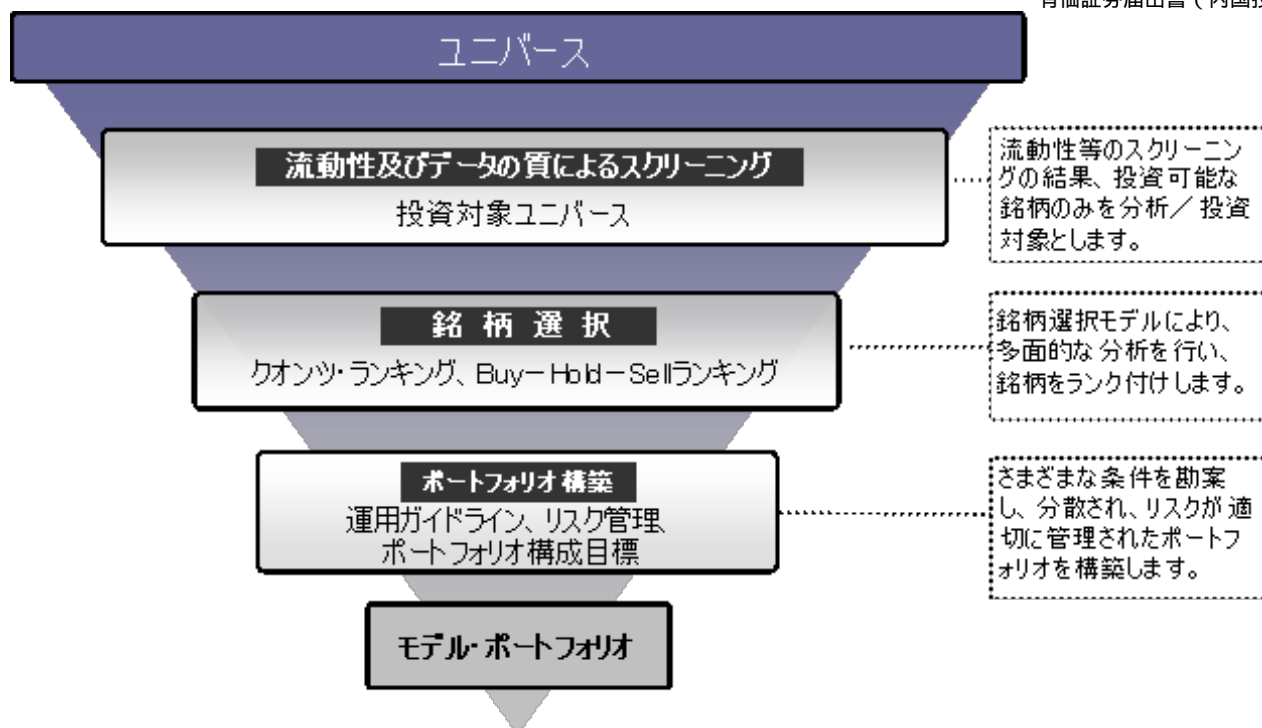
(ト)国内及び外国の市場における有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

(チ)資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(リ)委託会社は、バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インクの投資助言を受けて運用を行います。

<投資助言会社の運用プロセス>

ファンダメンタル要因を含む各種株価形成要因をクオンツ手法によって多面的に分析し、個別銘柄の投資魅力度を順位付けることによって、銘柄選択を行います。またこの厳密な基準に基づく銘柄選択と効果的なリスク管理からなる規律ある運用プロセスにより、ポートフォリオを構築します。



（注）運用プロセスは、今後、変更となる場合があります。

< バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インクの概要 >（平成21年12月末現在）

本社：米国マサチューセッツ州ボストン、1969年設立

レグ・メイソン・インクの100%子会社

経験豊富なグローバル株式運用スペシャリスト

1978年からグローバル(米国外)株式の運用開始

独自開発の定量モデルによるクオンツ運用のパイオニア

米国株式、グローバル株式、新興国株式、マーケット・ニュートラル等の多様な運用商品を提供

(2) 投資対象

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。（約款第12条）

a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ) 有価証券

(ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

1. 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
2. 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
3. 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
4. 外国金融商品市場において行う取引であって、1. から3. までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
5. 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
6. 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
7. 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
8. 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
9. 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。以下同じ。）に係る権利

- 10.金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第61号)第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。)に係る権利(1.から8.までに掲げるものに該当するものを除きます。)

(八)金銭債権

(二)約束手形

b.次に掲げる特定資産以外の資産

(イ)為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。(約款第13条第1項)

- a.株券または新株引受権証書
- b.国債証券
- c.地方債証券
- d.特別の法律により法人の発行する債券
- e.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- f.特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- g.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- h.協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- i.特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- j.コマーシャル・ペーパー
- k.外国法人に対する権利で上記j.の権利の性質を有するもの
- l.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記a.からk.までの証券または証書の性質を有するもの
- m.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- n.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- o.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- p.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、)
- q.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- r.外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- t.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- u.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v.外国の者に対する権利で上記u.の有価証券の性質を有するもの
- なお、上記a.の証券または証書、l.及びq.の証券または証書のうちa.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b.からf.までの証券並びにl.及びq.の証券または証書のうち、b.からf.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m.及びn.の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- 上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、預金、コール・ローンを含む上記のa.の(ロ)から(二)までに掲げる特定資産及び上記のb.に掲げる資産により運用することの指図ができます。(約款第13条第2項)

(3)投資制限

<信託約款による投資制限>

株式への投資制限(約款「運用の基本方針」、約款第16条第1項)

a.株式への投資割合には、制限を設けません。

b.委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲(約款第15条)

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

新株引受権証券及び新株予約権証券の投資制限（約款「運用の基本方針」、約款第13条第3項及び第16条第2項）

- a. 委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

投資信託証券の投資制限（約款「運用の基本方針」、約款第13条第4項）

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款「運用の基本方針」、約款第21条）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）

信用取引の指図範囲（約款第17条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a. の信用取引の指図は、下記(イ)から(へ)までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ下記(イ)から(へ)までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- (イ) 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - (ロ) 株式分割により取得する株券
 - (ハ) 有償増資により取得する株券
 - (ニ) 売出しにより取得する株券
 - (ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 - (ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記(ホ)に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図（約款第18条）

- a. 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。また、わが国において行われる有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等オプション取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

(イ) 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

(ロ) 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権及び組入抵当証券の利払金及び償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第13条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額の範囲内とします。

(ハ) コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、本 で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- b. 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
- (イ) 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せて、ヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額の範囲内とします。
- (ロ) 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- (ハ) コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本 で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c. 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。
- (イ) 先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金及び償還金等並びに約款第13条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
- (ロ) 先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金及び償還金等並びに約款第13条第2項に掲げる預金及びコール・ローンで運用している額(以下本(ロ)において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券及び外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金及び償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金及び償還金等を加えた額を限度とします。
- (ハ) コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本 で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図(約款第19条)

- a. 委託会社は、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図(約款第20条)

- a. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- d. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- e. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付の指図及び範囲(約款第22条)

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を下記(イ)及び(ロ)の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- (イ)株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- (ロ)公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記a.の(イ)及び(ロ)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

有価証券の空売りの指図範囲(約款第23条)

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の売付の指図は、当該売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

有価証券の借入れ(約款第24条)

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a.の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第25条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図(約款第26条)

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。この外国為替取引の指図は、信託財産の実質純資産総額の範囲内で行うこととします。
- b. 上記a.の範囲を超えることとなった場合には、委託会社は、所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替売買等の指図を行うものとします。

<法令による投資制限>

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。(投信法第9条)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額

が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

3【投資リスク】

組入れている外貨建て債券及び株式の値動き及び為替変動により、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ったり、投資元本を割り込む可能性があります。当ファンドの収益や投資利回りは未確定であり、信託財産に生じた利益及び損失は全て受益者に帰属します。

当ファンドの主なリスク及び留意点は下記のとおりです。

① 為替変動リスク

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、ファンドが保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。



③ 金利変動リスク

一般的に債券の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が低下した場合には上昇します。投資対象とする国・地域の金利が上昇し、保有する債券の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。



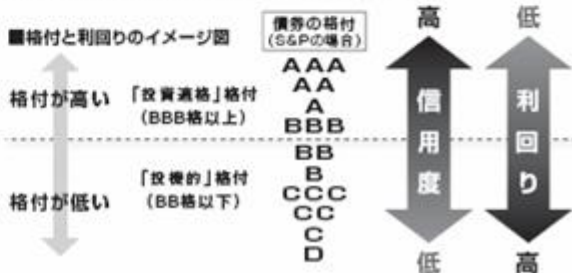
② 株価変動リスク

一般的に株式市場が下落した場合には、当ファンドの投資対象である株式の価格は下落、結果として当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、当ファンドが実質的に投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、当ファンドの基準価額により大きな影響を及ぼします。



④ 信用リスク

一般的に公社債、コマーシャル・ペーパー及び短期金融商品のデフォルト（元利金支払いの不履行または遅延）、発行会社の倒産や財務状況の悪化及びこれらに関する外部評価の変化等があった場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。



⑤ 外国に投資するリスク(カントリーリスク)

外国の株式及び債券等に投資を行った場合、上記のリスクの他、投資を行った国の政治経済情勢、通貨規制及び資本規制等の影響を受けて、基準価額が大きく変動する可能性があります。

⑥ 期限前償還リスク

組入れた債券が期限前に償還された場合、償還された元本を別の債券等に再投資することになりますが、金利が低下している局面等では、再投資した債券の利回りが償還された債券の利回りより低くなる可能性があります。

⑦ デリバティブ活用のリスク

ファンドの運用においては、デリバティブ(金融派生商品)を活用することがあります。デリバティブの価格は、市場動向や環境変化によって変動します。そのため、デリバティブの価格変動が基準価額の変動に影響を与える可能性があります。

⑧ 資金流出に伴う留意点

解約代金の支払資金を手当するために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことにより当ファンドの解約代金の支払いに対応する場合、借入金利は当ファンドが負担することになります。

⑨ 収益分配に関する留意点

ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて毎決算期に委託会社が決定します。当ファンドは、毎月の収益分配を目指しますが、これにより一定水準の収益分配金の支払いを保証するものではありません。なお、委託会社の判断により、決算時に収益分配を行わない場合もあります。

⑩ その他の留意点

当初設定及び償還前の一定期間、大量の追加設定または解約による資金動向の急変時、急激な市況変動が発生もしくは予想されるときは、ファンドの投資の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

(3) リスク管理体制

投資顧問会社におけるリスク管理体制

ファンドのリスク管理は、運用部から独立した専任のリスク管理チームが行います。リスク管理チームは、複数のリスク管理システムを用いて、ポートフォリオ毎のリスク特性等の分析・レポートの作成を行います。

運用担当者は、リスク管理チームが作成したレポートによってポートフォリオのリスク特性を確認することができます。また、有価証券の売買執行時には、発注内容が適正かどうかのコンプライアンス・モニタリングが行われます。

委託会社におけるリスク管理体制

委託会社は、投資顧問会社がリスク管理体制を遵守しているか、モニタリングを行います。また、問題が発生した場合には、遅滞なくコンプライアンス・オフィサーに連絡され、必要な措置が講じられます。

(注) リスク管理体制は、今後、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】**(1)【申込手数料】**

お申込手数料（1万口当たり、消費税等相当額を含みます。）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社毎に定められた手数料率を乗じて得た額です。手数料率は、2.625%（税抜2.50%）を上限として販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。販売会社は、以下の照会先までお問合せください。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

インターネットのホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで）

(注) 自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、無手数料です。

(注) お申込手数料に減免等の優遇措置を設けている場合があります。

(2)【換金（解約）手数料】

ご換金時には手数料はかかりません。また、信託財産留保額は徴収いたしません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額（消費税等相当額を含みます。）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.26%（税抜1.20%）を乗じて得た額とします。当該信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。なお、信託報酬の委託会社、販売会社及び受託会社間の配分は、以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
0.5985%（税抜0.57%）	0.5880%（税抜0.56%）	0.0735%（税抜0.07%）

投資顧問会社及び投資助言会社が受ける報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払いますので、信託財産中からの直接的な支弁は行われません。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4)【その他の手数料等】

当ファンドの信託財産中から支弁される主な諸経費は以下の通りです。

- a. 当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料^{*}
- b. 先物取引・オプション取引等に要する費用
- c. 外貨建資産の保管等に要する費用
- d. 借入金の利息
- e. 信託財産に関する租税
- f. 受託会社の立替えた立替金の利息
- g. 信託事務等に要する諸費用（監査費用、法律及び税務顧問への報酬、印刷等費用（有価証券届出書、有価証券報告書、信託約款、投資信託説明書（目論見書）、運用報告書その他法令により必要とされる書類の作成、届出及び交付に係る費用）、公告費用、格付費用、受益権の管理事務等に関する費用を含みます。）

^{*} 当ファンドによるマザーファンド受益証券の取得・換金時には、手数料及び信託財産留保額等の費用はかかりません。

上記のa.からf.までに掲げる諸経費（消費税等相当額を含みます。）は、発生のつど、毎計算期末または信託終了のときに、実際に発生した金額が信託財産中から支弁されます。

上記のg.の信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。以下同じ。）は、計算期間を通じて日々の信託財産の純資産総額に年0.05%の率を乗じて得た金額の合計額を上限として、あらかじめ委託会社が費用額を合理的に見積もったうえで算出する固定金額または固定率により計算される金額が、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。なお、委託会社は、信託期間中であっても、信託財産の

規模等を考慮して、上限額、固定率または固定金額及び計上方法等を見直し、これを変更することができます。

当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいては、次の諸経費がかかることがあります。

- a. 組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- b. 先物取引・オプション取引等に要する費用
- c. 外貨建資産の保管等に要する費用
- d. 信託財産に関する租税
- e. 受託会社の立替えた立替金の利息
- f. 信託事務等に要する諸費用

上記のマザーファンドにおいて発生した諸経費は、マザーファンドの信託財産から支弁され、間接的に当ファンドの受益者の負担となります。ただし、マザーファンドに関連して生じた上記のd.からf.までの諸費用のうち、委託会社の合理的判断により当ファンドに関連して発生したと認める費用については、マザーファンドの負担とせず、当ファンドから支弁されることがあります。

上記のa.からf.までに掲げる各費用については、運用状況等により変動するものであり、予めこれを見積もることが困難であるため、費用毎の金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を表示することはできません。

（注）当ファンドのお申込時、保有期間中及びご換金時に受益者に直接または間接的にご負担いただく手数料及び費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

個人受益者、法人受益者毎に以下の取扱いとなります。課税上の取扱いの内容は、今後、税制改正等により変更となる場合がありますので、ご留意ください。また、課税の取扱いの詳細につきましては、税務専門家または税務署にご確認ください。

個人の受益者に対する課税

a. 収益分配時、一部解約時及び償還時

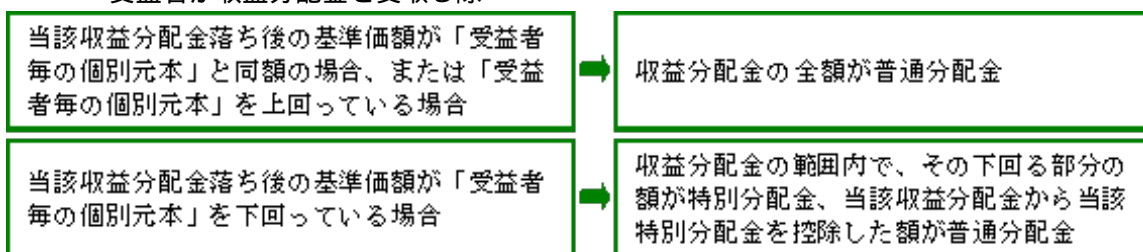
収益分配時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金^{*1}について、次の税率による源泉徴収が行われ、原則、申告不要制度が適用されます。 平成23年12月31日まで 10%（所得税7%、地方税3%） 平成24年1月1日以降 20%（所得税15%、地方税5%） ・ 受益者の選択により、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することができます。
一部解約時及び償還時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部解約時または償還時の譲渡益（解約価額または償還価額から取得費（お申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。以下同じ。）を控除した額）が上場株式等の譲渡所得等として課税対象となり、同じ年に他の上場株式等の譲渡損益がある場合は合算した金額について、申告分離課税が適用されます。なお、適用される税率は、以下の通りとなります。 平成23年12月31日まで 10%（所得税7%、地方税3%） 平成24年1月1日以降 20%（所得税15%、地方税5%） ・ 特定口座（源泉徴収選択口座）の利用による申告不要の特例があります。

*1 普通分配金と特別分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ・ 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本^{*2}から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 受益者が収益分配金を受取る際 >



* 2 個別元本について

個別元本は、受益者毎の買付時の基準価額（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）になります。

- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行われる場合があります。
- ・受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

b. 繰越控除等

その年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、一定の条件の下で、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）から控除することができ、また、その年に控除しきれない損失については、翌年以降3年間にわたり、繰越控除の対象とすることができます。

c. 配当控除制度の適用の有無について

配当控除の適用はありません。

（注）特定口座における課税上の取扱いについては、販売会社にお問合せください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、7%（平成24年1月1日以降は15%）の税率により源泉徴収されます。源泉徴収された所得税は、所有期間に応じた法人税の額から控除できる場合があります。益金不算入制度は適用されません。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

LM・グローバル・プラス（毎月分配型）

平成21年12月末現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	189,814,042,118	100.04
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		71,861,678	0.04
合計（純資産総額）		189,742,180,440	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

<参考情報>

LM・グローバル債券マザーファンド

平成21年12月末現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	52,004,311,186	31.28
	カナダ	7,777,553,850	4.68
	ドイツ	54,242,266,082	32.62
	フランス	11,894,894,922	7.15
	イギリス	10,427,685,898	6.27
	オランダ	2,301,580,182	1.38
	スウェーデン	1,126,015,770	0.68
	ノルウェー	4,029,795,660	2.42
	ギリシャ	4,921,815,043	2.96
	ポーランド	5,711,613,603	3.44
	小計	154,437,532,196	92.88
地方債証券	オーストラリア	811,494,728	0.49
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		11,017,975,103	6.63
合計（純資産総額）		166,267,002,027	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しております。評価においては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段

又は最終相場で評価しております。

種類	資産の名称	取引所	買建 / 売建	時価合計（円）	投資比率（%）
債券先物	US 5YR 1003	CBOT	売建	63,192,036,107	38.01
	US 10YR 1003	CBOT	買建	45,931,167,975	27.62
	US 30YR 1003	CBOT	買建	17,080,667,409	10.27
	EB 5YR 1003	EUX	売建	5,738,535,000	3.45
	EB 10YR 1003	EUX	売建	19,997,739,960	12.03
	UK 10YR 1003	LIFFE	買建	6,941,114,377	4.17
債券オプション	TYHO C 1003	CBOT	買建	59,473,575	0.04
	TYHO P 1003	CBOT	売建	371,709,843	0.22

LM・グローバル株式マザーファンド

平成21年12月末現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	アメリカ	32,295,478,572	54.48
	カナダ	1,927,597,949	3.25
	ドイツ	2,739,819,466	4.62
	イタリア	434,212,908	0.73
	フランス	2,573,609,998	4.34
	オーストラリア	1,384,314,148	2.33
	イギリス	8,657,435,388	14.61
	スイス	2,769,389,642	4.67
	バミューダ	165,217,756	0.28
	香港	550,887,479	0.93
	シンガポール	405,753,462	0.68
	オランダ	490,015,227	0.83
	スペイン	1,535,723,901	2.59
	スウェーデン	161,927,348	0.27
	ノルウェー	178,447,621	0.30
	ルクセンブルグ	386,697,647	0.65
	アイルランド	202,258,507	0.34
	ギリシャ	196,120,940	0.33
	ポルトガル	378,999,609	0.64
小計	57,433,907,568	96.87	
投資証券	アメリカ	488,096,658	0.83
	香港	293,032,674	0.49
	小計	781,129,332	1.32
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,070,583,952	1.81
合計（純資産総額）		59,285,620,852	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

LM・グローバル・プラス（毎月分配型）

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 上位30銘柄

平成21年12月末現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	券面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	LM・グローバル債券マザー ファンド	82,167,067,013	1.5932	130,908,571,166	1.5886	130,530,602,656	68.79
2	日本	親投資信託 受益証券	LM・グローバル株式マザー ファンド	55,080,776,236	1.0285	56,650,578,359	1.0763	59,283,439,462	31.25

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別投資比率

平成21年12月末現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.04
合計	100.04

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

< 参考情報 >

LM・グローバル債券マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

a. 上位30銘柄

平成21年12月末現在

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額単価(円) 帳簿価額金額(円)	評価額単価(円) 評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	199,690,000.00	10,289.11 20,546,330,806	10,014.43 19,997,827,122	4.500000	2015/11/15	12.03
2	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	132,850,000.00	14,236.13 18,912,706,164	14,224.45 18,897,184,482	4.250000	2014/1/4	11.37
3	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	110,950,000.00	13,358.95 14,821,763,484	12,904.05 14,317,050,132	4.000000	2037/1/4	8.61
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	146,570,000.00	9,382.22 13,751,530,113	9,303.53 13,636,197,203	2.625000	2010/5/31	8.20
5	フランス	国債証券	FRANCE O.A.T.	80,089,000.00	14,322.00 11,470,346,580	14,294.01 11,447,934,474	4.750000	2012/10/25	6.89
6	イギリス	国債証券	UK TREASURY	54,840,000.00	16,157.86 8,860,972,124	15,844.97 8,689,385,710	4.750000	2015/9/7	5.23
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	82,000,000.00	9,548.17 7,829,507,343	9,315.05 7,638,342,281	4.000000	2010/4/15	4.59
8	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	44,990,000.00	14,395.83 6,476,684,676	14,200.42 6,388,772,557	4.250000	2018/7/4	3.84
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	67,995,000.00	8,862.14 6,025,818,107	8,749.50 5,949,222,525	3.125000	2019/5/15	3.58
10	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	39,040,000.00	13,923.55 5,435,755,855	13,976.02 5,456,241,331	3.750000	2015/1/4	3.28
11	ポーランド	国債証券	POLAND GOVT	168,480,000.00	3,074.77 5,180,374,065	3,049.26 5,137,394,966	5.750000	2022/9/23	3.09
12	ギリシャ	国債証券	HELLENICREPUBLIC	39,920,000.00	12,881.88 5,142,446,496	12,329.19 4,921,815,043	3.700000	2015/7/20	2.96
13	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	30,490,000.00	13,733.12 4,187,230,924	13,691.04 4,174,398,096	3.750000	2019/1/4	2.51
14	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	30,000,000.00	13,529.07 4,058,722,800	13,509.93 4,052,980,800	5.250000	2010/7/4	2.44
15	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVT	37,300,000.00	9,377.49 3,497,804,853	9,264.96 3,455,831,572	4.000000	2016/6/1	2.08
16	ノルウェー	国債証券	NORWAY GOVT	147,300,000.00	1,600.85 2,358,052,050	1,615.28 2,379,321,212	4.250000	2017/5/19	1.43
17	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT	12,710,000.00	17,678.15 2,246,893,323	18,108.42 2,301,580,182	7.500000	2023/1/15	1.38
18	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVT	18,000,000.00	9,583.77 1,725,079,932	9,524.24 1,714,363,574	4.500000	2015/6/1	1.03
19	ノルウェー	国債証券	NORWAY GOVT	98,000,000.00	1,685.48 1,651,779,220	1,684.15 1,650,474,448	5.000000	2015/5/15	0.99
20	イギリス	国債証券	UK TREASURY	10,000,000.00	16,485.71 1,648,571,664	15,839.58 1,583,958,528	5.000000	2018/3/7	0.95
21	カナダ	国債証券	CANADA GOVT INFL INDEX	9,200,000.00	11,296.73 1,289,314,419	12,791.02 1,475,886,513	4.000000	2031/12/1	0.89
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	11,750,000.00	12,211.88 1,434,896,413	11,269.29 1,324,142,566	6.250000	2030/5/15	0.80
23	カナダ	国債証券	CANADIAN GOVT	11,700,000.00	10,010.91 1,171,277,277	9,670.70 1,131,472,191	5.250000	2013/6/1	0.68
24	スウェーデン	国債証券	SWEDEN GOVT	75,000,000.00	1,565.40 1,174,052,504	1,501.35 1,126,015,770	6.750000	2014/5/5	0.68
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	11,260,000.00	9,219.59 1,038,126,885	9,238.78 1,040,286,767	1.500000	2012/7/15	0.63
26	ドイツ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	6,900,000.00	13,832.28 954,427,320	13,849.83 955,638,684	3.750000	2017/1/4	0.57
27	オーストラリア	地方債証券	QUEENSLAND TREASURY	10,000,000.00	8,447.19 844,719,392	8,114.94 811,494,728	6.000000	2017/9/14	0.49
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	8,100,000.00	10,071.99 815,831,872	9,905.06 802,310,441	4.250000	2012/9/30	0.48
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	7,550,000.00	9,245.59 698,042,325	9,256.05 698,831,775	1.125000	2011/6/30	0.42
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY NOTE	7,000,000.00	9,130.79 639,155,580	9,243.09 647,016,890	1.375000	2012/3/15	0.39

(注1) 変動利付債券は平成21年12月末現在の利率です。

(注2) 平成21年12月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注3) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別投資比率

平成21年12月末現在

種類	投資比率（％）
国債証券	92.88
地方債証券	0.49
合計	93.37

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

平成21年12月末現在

種類	国名	取引所	銘柄名	売買区分	数量	通貨	帳簿価額単価	帳簿価額	評価額単価	評価額金額	評価額金額（円）	投資比率（％）
債券先物	アメリカ	CBOT	US 5YR 1003	売建	5,985	ドル	116.47	697,083,929.36	114.64	686,124,170.55	63,192,036,107	38.01
	アメリカ	CBOT	US 10YR 1003	買建	4,312	ドル	117.65	507,289,906.63	115.66	498,709,750.00	45,931,167,975	27.62
	アメリカ	CBOT	US 30YR 1003	買建	1,607	ドル	120.15	193,080,255.67	115.41	185,457,843.75	17,080,667,409	10.27
	ドイツ	EUX	EB 5YR 1003	売建	375	ユーロ	116.50	43,685,718.75	115.93	43,473,750.00	5,738,535,000	3.45
	ドイツ	EUX	EB 10YR 1003	売建	1,247	ユーロ	122.89	153,249,606.75	121.49	151,498,030.00	19,997,739,960	12.03
	イギリス	LIFFE	UK 10YR 1003	買建	416	ポンド	117.92	49,056,280.00	113.87	47,369,920.00	6,941,114,377	4.17
債券オプション	アメリカ	CBOT	TYHO C 1003	買建	5,166	ドル	0.42	2,190,708.74	0.13	645,750.00	59,473,575	0.04
	アメリカ	CBOT	TYHO P 1003	売建	5,166	ドル	0.26	1,350,026.92	0.78	4,035,937.50	371,709,843	0.22

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）評価においては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

（注3）評価額は、平成21年12月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

L M ・ グローバル株式マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

a. 上位30銘柄

平成21年12月末現在

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	帳簿価額単価(円) 帳簿価額金額(円)	評価額単価(円) 評価額金額(円)	投資比率 (%)
1	アメリカ	株式	MICROSOFT CORPORATION	情報技術	420,000	1,490.17 625,874,760	2,891.01 1,214,227,980	2.05
2	アメリカ	株式	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORP	情報技術	97,200	8,461.22 822,431,264	12,143.38 1,180,337,022	1.99
3	イギリス	株式	BHP BILLITON PLC	素材	316,652	1,636.74 518,277,026	2,948.91 933,780,228	1.58
4	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORPORATION	エネルギー	143,900	6,246.22 898,831,345	6,340.16 912,349,599	1.54
5	アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	ヘルスケア	251,000	2,960.09 742,983,594	3,416.91 857,644,410	1.45
6	イギリス	株式	BP PLC	エネルギー	940,567	716.53 673,946,071	886.50 833,818,759	1.41
7	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS INC	情報技術	335,900	1,345.58 451,980,657	2,219.61 745,566,999	1.26
8	アメリカ	株式	HEWLETT-PACKARD COMPANY	情報技術	148,600	2,672.74 397,169,461	4,841.69 719,476,174	1.21
9	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE&CO	金融	184,200	3,078.90 567,133,932	3,821.22 703,870,381	1.19
10	イギリス	株式	RIO TINTO PLC	素材	138,588	2,921.80 404,927,554	5,011.32 694,509,647	1.17
11	スペイン	株式	BANCO SANTANDER SA	金融	424,803	941.15 399,807,591	1,537.79 653,262,053	1.10
12	イギリス	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	エネルギー	216,862	2,292.83 497,229,868	2,799.71 607,152,878	1.02
13	スイス	株式	NESTLE SA-REG	生活必需品	132,487	3,389.85 449,111,600	4,500.00 596,191,831	1.01
14	スペイン	株式	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA,S.A.	金融	351,694	988.67 347,712,823	1,690.25 594,454,300	1.00
15	アメリカ	株式	PFIZER INC	ヘルスケア	339,900	1,141.11 387,866,348	1,709.37 581,016,902	0.98
16	フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	96,347	4,971.11 478,952,498	5,994.11 577,515,479	0.97
17	イギリス	株式	STANDARD CHARTERED PLC	金融	239,454	1,140.00 272,978,374	2,329.82 557,886,394	0.94
18	アメリカ	株式	AT&T INC	電気通信サービス	210,200	2,222.37 467,142,804	2,610.11 548,645,962	0.93
19	アメリカ	株式	CONOCOPHILLIPS	エネルギー	116,400	3,438.09 400,194,025	4,678.68 544,598,352	0.92
20	アメリカ	株式	ALTRIA GROUP INC	生活必需品	295,500	1,425.70 421,296,714	1,828.18 540,228,667	0.91

21	イギリス	株式	VODAFONE GROUP PLC	電気通信サービス	2,496,258	181.69 453,563,089	210.71 525,986,872	0.89
22	フランス	株式	SANOFI-SYNTHELABO SA	ヘルスケア	70,813	5,386.91 381,463,965	7,409.15 524,664,847	0.88
23	アメリカ	株式	ABBOTT LABORATORIES	ヘルスケア	100,800	4,354.48 438,932,390	4,997.34 503,732,476	0.85
24	アメリカ	株式	CHEVRON CORPORATION	エネルギー	69,300	5,600.60 388,121,649	7,111.04 492,795,141	0.83
25	イギリス	株式	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	生活必需品	157,890	2,624.35 414,358,984	2,956.24 466,761,167	0.79
26	アメリカ	株式	INTEL CORPORATION	情報技術	248,000	1,816.21 450,420,576	1,879.02 465,998,001	0.79
27	イギリス	株式	ASTRAZENECA PLC	ヘルスケア	106,907	3,289.59 351,681,106	4,293.32 458,986,923	0.77
28	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	金融	438,077	630.07 276,023,118	1,045.78 458,134,183	0.77
29	アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	情報技術	8,000	50,396.19 403,169,592	57,046.74 456,373,920	0.77
30	イギリス	株式	ANGLO AMERICAN PLC	素材	109,152	2,848.54 310,924,187	3,998.80 436,477,421	0.74

(注1) 平成21年12月末現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注2) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別投資比率

平成21年12月末現在

種類	業種	投資比率(%)
株式	エネルギー	12.49
	素材	8.45
	資本財・サービス	8.98
	一般消費財・サービス	7.83
	生活必需品	8.78
	ヘルスケア	10.97
	金融	19.18
	情報技術	13.15
	電気通信サービス	3.47
	公益事業	3.57
	小計	96.87
投資証券	-	1.32
	小計	1.32
合計		98.19

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期間末	純資産総額(円) (分配落)	純資産総額(円) (分配付)	基準価額 (円) (分配落)	基準価額 (円) (分配付)
第1特定期間 (平成16年5月10日)	34,968,606,592	35,407,049,793	10,173	10,483
第2特定期間 (平成16年11月8日)	33,996,122,096	34,849,538,445	10,233	10,483
第3特定期間 (平成17年5月9日)	53,286,801,086	54,408,412,022	10,170	10,445
第4特定期間 (平成17年11月8日)	127,896,320,581	131,117,160,987	10,655	11,030
第5特定期間 (平成18年5月8日)	178,600,908,550	186,681,401,729	10,323	10,863
第6特定期間 (平成18年11月8日)	240,358,417,781	249,984,437,679	10,748	11,208
第7特定期間 (平成19年5月8日)	318,632,267,391	333,862,056,456	11,111	11,681
第8特定期間 (平成19年11月8日)	346,345,628,048	356,123,265,395	10,679	10,989
第9特定期間 (平成20年5月8日)	300,486,293,661	308,437,394,899	9,568	9,818
第10特定期間 (平成20年11月10日)	207,375,762,912	211,044,207,501	7,082	7,202
第11特定期間 (平成21年5月8日)	195,133,794,264	203,990,077,700	6,882	7,192
第12特定期間 (平成21年11月9日)	190,690,132,596	197,163,252,862	6,875	7,105
平成20年12月末	197,204,056,882	-	6,819	-
平成21年1月末	176,602,595,305	-	6,143	-
2月末	183,179,652,913	-	6,409	-
3月末	188,936,268,453	-	6,651	-
4月末	192,176,939,454	-	6,777	-
5月末	194,975,978,921	-	6,884	-
6月末	197,219,581,207	-	6,972	-
7月末	199,321,786,274	-	7,067	-
8月末	195,355,666,404	-	6,946	-
9月末	192,805,037,685	-	6,890	-
10月末	194,490,473,600	-	7,000	-
11月末	186,285,418,386	-	6,770	-
12月末	189,742,180,440	-	6,984	-

(注1) 分配付純資産総額は、各特定期間末の純資産総額に、各特定期間中に支払われた分配金の総額を加算しております。

(注2) 基準価額は1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

		期間	1万口あたりの分配金
第1特定期間	第1期	自平成15年12月8日 至 平成16年1月8日	130円
	第2期	自平成16年1月9日 至 平成16年2月9日	60円
	第3期	自平成16年2月10日 至 平成16年3月8日	80円
	第4期	自平成16年3月9日 至 平成16年4月8日	20円
	第5期	自平成16年4月9日 至 平成16年5月10日	20円
第2特定期間	第6期	自平成16年5月11日 至 平成16年6月8日	20円
	第7期	自平成16年6月9日 至 平成16年7月8日	20円
	第8期	自平成16年7月9日 至 平成16年8月9日	20円
	第9期	自平成16年8月10日 至 平成16年9月8日	20円
	第10期	自平成16年9月9日 至 平成16年10月8日	100円
	第11期	自平成16年10月9日 至 平成16年11月8日	70円
第3特定期間	第12期	自平成16年11月9日 至 平成16年12月8日	40円
	第13期	自平成16年12月9日 至 平成17年1月11日	60円
	第14期	自平成17年1月12日 至 平成17年2月8日	55円
	第15期	自平成17年2月9日 至 平成17年3月8日	80円
	第16期	自平成17年3月9日 至 平成17年4月8日	20円
	第17期	自平成17年4月9日 至 平成17年5月9日	20円
第4特定期間	第18期	自平成17年5月10日 至 平成17年6月8日	70円
	第19期	自平成17年6月9日 至 平成17年7月8日	30円
	第20期	自平成17年7月9日 至 平成17年8月8日	125円
	第21期	自平成17年8月9日 至 平成17年9月8日	60円
	第22期	自平成17年9月9日 至 平成17年10月11日	20円
	第23期	自平成17年10月12日 至 平成17年11月8日	70円
第5特定期間	第24期	自平成17年11月9日 至 平成17年12月8日	140円
	第25期	自平成17年12月9日 至 平成18年1月10日	110円
	第26期	自平成18年1月11日 至 平成18年2月8日	20円
	第27期	自平成18年2月9日 至 平成18年3月8日	80円
	第28期	自平成18年3月9日 至 平成18年4月10日	100円
	第29期	自平成18年4月11日 至 平成18年5月8日	90円
第6特定期間	第30期	自平成18年5月9日 至 平成18年6月8日	20円
	第31期	自平成18年6月9日 至 平成18年7月10日	100円
	第32期	自平成18年7月11日 至 平成18年8月8日	50円
	第33期	自平成18年8月9日 至 平成18年9月8日	40円
	第34期	自平成18年9月9日 至 平成18年10月10日	130円
	第35期	自平成18年10月11日 至 平成18年11月8日	120円
第7特定期間	第36期	自平成18年11月9日 至 平成18年12月8日	70円
	第37期	自平成18年12月9日 至 平成19年1月9日	50円
	第38期	自平成19年1月10日 至 平成19年2月8日	160円
	第39期	自平成19年2月9日 至 平成19年3月8日	20円
	第40期	自平成19年3月9日 至 平成19年4月9日	130円
	第41期	自平成19年4月10日 至 平成19年5月8日	140円
第8特定期間	第42期	自平成19年5月9日 至 平成19年6月8日	20円
	第43期	自平成19年6月9日 至 平成19年7月9日	120円
	第44期	自平成19年7月10日 至 平成19年8月8日	20円
	第45期	自平成19年8月9日 至 平成19年9月10日	20円
	第46期	自平成19年9月11日 至 平成19年10月9日	110円
	第47期	自平成19年10月10日 至 平成19年11月8日	20円
第9特定期間	第48期	自平成19年11月9日 至 平成19年12月10日	40円
	第49期	自平成19年12月11日 至 平成20年1月8日	20円
	第50期	自平成20年1月9日 至 平成20年2月8日	20円
	第51期	自平成20年2月9日 至 平成20年3月10日	20円
	第52期	自平成20年3月11日 至 平成20年4月8日	70円
	第53期	自平成20年4月9日 至 平成20年5月8日	80円
第10特定期間	第54期	自平成20年5月9日 至 平成20年6月9日	20円
	第55期	自平成20年6月10日 至 平成20年7月8日	20円
	第56期	自平成20年7月9日 至 平成20年8月8日	20円
	第57期	自平成20年8月9日 至 平成20年9月8日	20円
	第58期	自平成20年9月9日 至 平成20年10月8日	20円
	第59期	自平成20年10月9日 至 平成20年11月10日	20円

第11特定期間	第60期	自 平成20年11月11日 至 平成20年12月 8日	20円
	第61期	自 平成20年12月 9日 至 平成21年 1月 8日	70円
	第62期	自 平成21年 1月 9日 至 平成21年 2月 9日	20円
	第63期	自 平成21年 2月10日 至 平成21年 3月 9日	20円
	第64期	自 平成21年 3月10日 至 平成21年 4月 8日	120円
	第65期	自 平成21年 4月 9日 至 平成21年 5月 8日	60円
第12特定期間	第66期	自 平成21年 5月 9日 至 平成21年 6月 8日	50円
	第67期	自 平成21年 6月 9日 至 平成21年 7月 8日	20円
	第68期	自 平成21年 7月 9日 至 平成21年 8月10日	100円
	第69期	自 平成21年 8月11日 至 平成21年 9月 8日	20円
	第70期	自 平成21年 9月 9日 至 平成21年10月 8日	20円
	第71期	自 平成21年10月 9日 至 平成21年11月 9日	20円
	第72期	自 平成21年11月10日 至 平成21年12月 8日	30円

【収益率の推移】

期間	収益率(%)
第1特定期間 (自 平成15年12月 8日 至 平成16年 5月10日)	4.83
第2特定期間 (自 平成16年 5月11日 至 平成16年11月 8日)	3.05
第3特定期間 (自 平成16年11月 9日 至 平成17年 5月 9日)	2.07
第4特定期間 (自 平成17年 5月10日 至 平成17年11月 8日)	8.46
第5特定期間 (自 平成17年11月 9日 至 平成18年 5月 8日)	1.95
第6特定期間 (自 平成18年 5月 9日 至 平成18年11月 8日)	8.57
第7特定期間 (自 平成18年11月 9日 至 平成19年 5月 8日)	8.68
第8特定期間 (自 平成19年 5月 9日 至 平成19年11月 8日)	1.10
第9特定期間 (自 平成19年11月 9日 至 平成20年 5月 8日)	8.06
第10特定期間 (自 平成20年 5月 9日 至 平成20年11月10日)	24.73
第11特定期間 (自 平成20年11月11日 至 平成21年 5月 8日)	1.55
第12特定期間 (自 平成21年 5月 9日 至 平成21年11月 9日)	3.24

(注) 収益率は、特定期間末の基準価額(分配付きの額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ちの額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

6【手続等の概要】

(1) 申込手続等

取得申込みの受付日

継続申込期間中の販売会社の営業日

ただし、申込不可日^{*}（ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日）を除きます。

^{*} 販売会社の営業日であっても取得のお申込みの受付はできません。ただし、収益分配金の再投資の場合を除きます。

原則として、午後3時までに取得のお申込みが行われ、かつ当該申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからのお申込みの受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

委託会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止すること及びすでに受付けた取得のお申込みの受付を取消することができます。

（注）取得申込者は販売会社に、取得のお申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

お申込みの取扱場所及び払込取扱場所

販売会社の本・支店、営業所等です。販売会社は、以下の照会先までお問合せください。

< 販売会社の照会先 >

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

インターネットのホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで）

（注）販売会社以外の金融商品取引業者及び登録金融機関が、販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドを販売会社に取次ぐ場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

お申込コース

「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があります。

取得のお申込みを行うご投資家は、お申込みをする際に、どちらかのコースを選択します。

（注）販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。また、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、積立方式による取得のお申込みを取扱う場合があります。

一般コース・・・収益分配時に分配金を受取るコースです。

販売会社が定めた申込単位に基づき、お申込口数をご指定ください。お支払いいただく金額は、指定した口数に取得申込受付日の翌営業日の基準価額を乗じて得た金額に、申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した金額となります。

（注）販売会社によっては、金額を指定する方法により申込受付を行う場合があります。

自動けいぞく投資コース・・・収益分配時に分配金を自動的に無手数料で再投資するコースです。

販売会社が定めた金額以上の指定金額を販売会社にお支払いください（お支払いいただいた金額から申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額が控除され、残りの金額でファンドを取得することとなります。）。

自動けいぞく投資コースを選択する投資家は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款^{*}に基づく契約を締結していただきます。

販売会社によっては、販売会社と定期引出契約^{*}を別途締結することにより、収益分配金の再投資を行わず、収益分配金を指定口座において受取ることが可能となる場合があります。

^{*} 販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。

詳細については、販売会社にお問合せください。

取得申込単位

販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。

なお、販売会社は、「お申込みの取扱場所及び払込取扱場所」記載の照会先までお問合せください。

自動けいぞく投資コースを選択した受益者による収益分配金の再投資の場合は、1口単位で取得することができます。

取得申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金の再投資に係る価額は、各計算期間終了日の基準価額となります。

お申込手数料

「4.手数料等及び税金」をご参照ください。

取得申込代金の払い込み

販売会社が指定する日までに販売会社にお支払いください。お支払いいただいた取得申込代金は、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(2)換金（解約）手続等

一部解約の実行の請求（以下「一部解約請求」ということがあります。）の受付日

受付不可日（ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日）

を除く、販売会社の営業日

原則として、午後3時までに一部解約請求が行われ、かつ当該一部解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの一部解約請求の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して、委託会社が当該請求に係る一部解約を行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。一部解約請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付を中止すること及びすでに受け付けた一部解約請求の受付を取消することができます。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約に制限を設けること及び純資産総額に対し一定の比率を超える一部解約請求を制限することができます。

一部解約の単位

1口単位です。

一部解約の価額

一部解約請求の受付日の翌営業日の基準価額です。

一部解約の手数料

手数料はかかりません。

一部解約金のお支払い

一部解約請求の受付日から起算して5営業日目から、販売会社の本・支店、営業所等においてお支払いします。

7【管理及び運営の概要】

(1)資産の評価等

資産の評価

受益権1口当たりの基準価額は、信託財産に属する資産を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。

便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

有価証券等の評価基準及び評価方法等

マザーファンド受益証券	マザーファンド受益証券の基準価額で評価します。
国債証券・地方債証券 特殊債券・社債券	法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがい、時価評価します。
株式・投資証券	原則として時価で評価します。時価評価にあたっては、金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
先物取引・オプション取引	法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがい、時価評価します。
為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

（注）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行われることもあります。

基準価額のお問合せ先

基準価額は、組入れる有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

日々の基準価額は、販売会社にお問合せいただくか、または委託会社のインターネットのホームページ等のご案内により知ることができます。また、基準価額は原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載（略称：プラス毎）としてされます。

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

インターネットのホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

運用報告書等

委託会社は、投信法の規定に基づき6ヵ月毎（毎年4月及び10月の計算期末を基準とします。）及び償還時に、期間中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。

また、金融商品取引法の規定により、有価証券報告書を規定様式によって6ヵ月毎（毎年5月及び11月の計算期末を基準とします。）に作成し、監督官庁に提出します。

(2)信託期間

平成15年12月8日から、原則として、無期限です。

ただし、信託約款の規定に基づき信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(3)計算期間

原則として、毎月9日から翌月の8日までとします。ただし、第1計算期間は、平成15年12月8日から平成16年1月8日までとします。

（注）各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(4)収益分配金及び償還金の支払い

収益分配金

a. 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで）から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。

b. 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに無手数料で応じます。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、受益者が、定期引出契約により収益分配金の引出しを希望する場合は、収益分配金は受益者に支払われます。

c. 収益分配金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。

償還金

a. 償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、当ファンドの償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。

b. 償還金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。

(5)繰上償還

以下に該当する場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。繰上償還を行う場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- ・当ファンドの受益権総口数が10億口を下回ったとき

- ・受益者のため有利であると認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき
- ・監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ・委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき
- ・受託者の辞任または解任の後、委託会社が新受託者を選任できないとき

(6) 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。

信託約款の変更を行う場合、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。

(7) 繰上償還及び信託約款の変更の手続き

委託会社は、繰上償還または信託約款の変更（その内容が重大なものに限ります。以下、本（7）において同じ。）を行う場合において、あらかじめ、繰上償還または変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

繰上償還または約款変更を行うことに対して異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上）に委託会社に対して異議を述べるすることができます。

上記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、繰上償還または約款変更を行いません。

繰上償還または約款変更を行わないこととしたときは、その旨及び理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

繰上償還の手続きにおける上記からまでの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

上記の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(8) 公告

受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

第2【財務ハイライト情報】

以下の情報は、有価証券届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている財務諸表から抜粋して記載したものです。当該財務諸表については、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、監査報告書は有価証券届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の財務諸表に添付されております。

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (平成21年5月8日現在)	当期 (平成21年11月9日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	90,158,508	100,816,517
親投資信託受益証券	194,989,598,679	190,588,445,085
未収入金	2,000,000,000	900,000,000
未収利息	144	162
流動資産合計	197,079,757,331	191,589,261,764
資産合計	197,079,757,331	191,589,261,764
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,701,026,388	554,544,733
未払解約金	44,668,774	128,322,622
未払受託者報酬	11,575,763	12,504,944
未払委託者報酬	186,865,850	201,865,471
その他未払費用	1,826,292	1,891,398
流動負債合計	1,945,963,067	899,129,168
負債合計	1,945,963,067	899,129,168
純資産の部		
元本等		
元本	283,544,973,752	277,375,667,050
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	88,411,179,488	86,685,534,454
（分配準備積立金）	3,871,330,594	257,536,216
純資産合計	195,133,794,264	190,690,132,596
負債純資産合計	197,079,757,331	191,589,261,764

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 平成20年11月11日 至 平成21年 5月 8日)	当期 (自 平成21年 5月9日 至 平成21年11月9日)
営業収益		
受取利息	90,603	41,189
有価証券売買等損益	3,826,490,495	7,578,846,406
営業収益合計	3,826,581,098	7,578,887,595
営業費用		
受託者報酬	67,974,413	72,591,138
委託者報酬	1,097,301,175	1,171,828,241
その他費用	10,207,729	11,138,231
営業費用合計	1,175,483,317	1,255,557,610
営業利益	2,651,097,781	6,323,329,985
経常利益	2,651,097,781	6,323,329,985
当期純利益	2,651,097,781	6,323,329,985
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	143,476,050	49,448,850
期首剰余金又は期首欠損金()	85,461,265,531	88,411,179,488
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,739,699,725	3,121,855,665
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,739,699,725	3,121,855,665
剰余金減少額又は欠損金増加額	628,533,579	1,199,030,327
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	628,533,579	1,199,030,327
分配金	8,855,653,934	6,471,061,439
期末剰余金又は期末欠損金()	88,411,179,488	86,685,534,454

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期 (自 平成20年11月11日 至 平成21年 5月 8日)	当期 (自 平成21年 5月9日 至 平成21年11月9日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成20年11月8日及びその翌日が休日のため、前特定期間末日は平成20年11月10日としております。このため、当特定期間は179日となっております。	特定期間末日の取扱い 平成21年11月8日が休日のため、当特定期間末日は平成21年11月9日としております。このため、当特定期間は185日となっております。

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益権の帰属と受益証券の不発行

当ファンドの受益権は、社振法の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託会社があらかじめ当ファンドの受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求及び受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行い

ます。

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 受益権の譲渡に係る記載または記録

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(3) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(4) 質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約請求の受付並びに一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(5) 名義書換についての手続き、取扱場所等

該当事項はありません。

(6) 受益者等に対する特典

受益者に対する特典はありません。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

当ファンドの有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」及び投資信託説明書（請求目論見書）に記載している項目は以下の通りです。また、「第2 手続等」及び「第3 管理及び運営」の内容を要約したものと及び「第4 ファンドの経理状況」の財務諸表から抜粋したものは、有価証券届出書「第二部 ファンド情報」に記載されており、本文書でご覧になることができます。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
- 2 ファンドの現況

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成15年12月8日 信託契約締結、当ファンドの設定及び運用開始

平成18年1月1日 当ファンドの名称を「シティ・グローバル・プラス（毎月分配型）」から「LM・グローバル・プラス（毎月分配型）」に変更

マザーファンドの名称を「グローバル債券マザーファンド（SDO）」から「LM・グローバル債券マザーファンド（SDO）」に、「シティグループ・グローバル株式マザーファンド」から「LM・グローバル株式マザーファンド」に変更

平成18年6月30日 投資顧問会社を「レグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド」から「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド」及び「ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー」に変更

マザーファンドの名称を「LM・グローバル債券マザーファンド（SDO）」から「LM・グローバル債券マザーファンド」に変更

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1)当ファンドの取得のお申込みは、販売会社の本・支店、営業所等で受け付けます。販売会社につきましては、下記の照会先までお問合せください。

<販売会社の照会先>

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

インターネットのホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

電話番号：03(5219)5940（受付時間：委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで）

(注)販売会社以外の金融商品取引業者及び登録金融機関が、販売会社と取次契約を結ぶことにより、当ファンドを販売会社に取次ぐ場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

(2)取得のお申込みの受付は、継続申込期間中の受付不可日^{*1}を除く、販売会社の営業日^{*2}に行われます。

*1 ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日にあたる日です。受付不可日には、販売会社の営業日であっても、取得のお申込みは受け付けできません。ただし、収益分配金を再投資する場合は除きます。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

*2 原則として、午後3時までに取得のお申込みが行われ、かつ当該申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからのお申込みの受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

(注)委託会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、当ファンドの取得のお申込みの受付を中止すること及びすでに受け付けた取得のお申込みの受付を取消することができます。

なお、受益権の取得のお申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の受益権の取得のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がその受益権の取得のお申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得申込価額は、当該受付中止を解除した最初の基準価額の計算日に受益権の取得のお申込みを受け付けたものとして、下記(5)の規定に準じて計算された価額とします。

(注)取得申込者は販売会社に、取得のお申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(3)当ファンドには、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があります。

取得のお申込みを行うご投資家は、お申込みをする際に、どちらかのコースを選択します。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。また、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、積立方式による取得のお申込みを取扱う場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

一般コース（収益分配時に分配金を受取るコースです。）

販売会社が定めた申込単位に基づき、お申込口数をご指定ください。お支払いいただく金額は、指定した口数に取得申込受付日の翌営業日の基準価額を乗じて得た金額に、申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した金額となります。

（注）販売会社によっては、金額を指定する方法により申込受付を行う場合があります。

自動けいぞく投資コース（収益分配時に分配金を自動的に無手数料で再投資するコースです。）

販売会社が定めた金額以上の指定金額を販売会社にお支払いください。（お支払いいただいた金額から申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額が控除され、残りの金額でファンドを取得することとなります。）

自動けいぞく投資コースを選択するご投資家は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款^{*}に基づく契約を締結していただきます。

販売会社によっては、販売会社と定期引出契約^{*}を別途締結することにより、収益分配金の再投資を行わず、収益分配金を指定口座において受取ることが可能となる場合があります。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

* 販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。

(4)お申込単位は、販売会社毎に定められておりますので、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、上記(1)の照会先までお問合せください。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者による収益分配金の再投資の場合は、1口単位で取得することができます。

(5)お申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金の再投資に係るお申込価額は、各計算期間終了日の基準価額となります。

(6)申込手数料がかかります。ただし、自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金の再投資に係る当ファンドのお申込みには、当該申込手数料はかかりません。申込手数料につきましては、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、上記(1)の照会先までお問合せください。

2【換金（解約）手続等】

(1)当ファンドのご換金のお申込みは、販売会社で受け付けます。

(2)一部解約請求の受付は、受付不可日^{*1}を除く、販売会社の営業日^{*2}に行われます。

*1 ロンドンの銀行休業日、ニューヨークの銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日にあたる日です。（詳細については、販売会社にお問合せください。）

*2 原則として、午後3時まで一部解約請求が行われ、かつ当該一部解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの一部解約請求の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。

(注)委託会社は、金融商品取引所（有価証券の売買及び関連するデリバティブ取引を行う取引所）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付を中止すること及びすでに受け付けた一部解約請求の受付を取消することができます。

なお、一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、下記(4)の規定に準じて計算された価額とします。

(注)信託財産の資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約に制限を設けること及び純資産総額に対し一定の比率を超える一部解約請求を制限することができます。

(注)一部解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- (3)一部解約の単位は、1口単位です。
- (4)一部解約の価額は、一部解約請求の受付日の翌営業日の基準価額です。
- (5)一部解約に手数料はかかりません。
- (6)一部解約金は、一部解約請求の受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社の本・支店、営業所等においてお支払いします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

資産の評価方法

受益権1口当たりの基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、便宜上1万口当たり換算した価額で表示されることがあります。

有価証券等の評価基準及び評価方法等

a. マザーファンド受益証券

マザーファンド受益証券の基準価額で評価します。

b. 国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券

法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがい、時価評価します。

c. 株式・投資証券

原則として時価で評価します。時価評価にあたっては、金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

d. 外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。

e. 先物取引・オプション取引

法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがい、時価評価します。

f. 為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

（注）上記の評価が適当でないと判断される場合には、別の方法により評価が行われることもあります。

追加信託金の計算について

a. 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

b. 収益分配金、償還金及び一部解約金に係る収益調整金^{*1}は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。

*1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

*2 「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

基準価額のお問合せ先

基準価額は、組入れる有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

日々の基準価額は、販売会社にお問合せいただくか、または委託会社のインターネットのホームページ等のご案内により知ることができます。また、基準価額は原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載（略称：プラス毎）されます。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

インターネットのホームページのアドレス <http://www.leggmason.co.jp>

運用報告書等

委託会社は、投信法の規定に基づき6ヵ月毎(毎年4月及び10月の計算期末を基準とします。)及び償還時に、期間中の運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。また、金融商品取引法の規定により、有価証券報告書を規定様式によって6ヵ月毎(毎年5月及び11月の計算期末を基準とします。)に作成し、監督官庁に提出します。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成15年12月8日から、原則として、無期限です。ただし、下記(5)の のa.及びb.、 のa.、 のa.並びに のb. に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

原則として、毎月9日から翌月の8日までとします。ただし、第1計算期間は、平成15年12月8日から平成16年1月8日までとします。

上記にかかわらず、上記の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託契約の解約(繰上償還)

- a. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、当ファンドの信託契約の一部を解約することにより受益権総口数が10億口を下回った場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、上記a.及びb.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. 上記c.の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 上記d.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、上記a.及びb.の信託契約の解約を行いません。
- f. 委託会社は、この信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g. 上記d.からf.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記d.の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記 の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記 のd.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する

る事業を承継させることがあります。

受託者の辞任及び解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託会社が受託者を辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託会社は、後記の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- b. 委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記b.の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記c.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、上記a.の信託約款の変更は行いません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

公告

受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

反対者の買取請求権

上記に規定する信託契約の解約または上記に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記のd.または上記のc.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

関係法人との契約の更改に関する手続

- a. 受託会社との投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行うことができます。
- b. 販売会社との投資信託受益権の取扱いに関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。
- c. 投資顧問会社との投資一任契約の有効期間は、契約締結の日から、「LM・グローバル債券マザーファンド」の信託終了日までです。ただし、期間の途中において、必要のあるときは、契約の一部変更または当契約を解約することができます。
- d. 投資助言会社との投資顧問契約の有効期間は、契約締結の日から、「LM・グローバル株式マザーファンド」の信託終了日までです。ただし、期間の途中において、必要のあるときは、契約の一部変更または当契約を解約することができます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

当ファンドは、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

2【受益者の権利等】

収益分配金の請求権

- a. 受益者は、当ファンドに係る収益の分配を持分に依りて請求する権利を有します。
- b. 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで）から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されてい

る受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

- c. 上記b. にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込に無手数料で応じます。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、受益者が、定期引出契約により収益分配金の引出しを希望する場合は、収益分配金は受益者に支払われます。
- d. 収益分配金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。
- e. 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金の請求権

- a. 受益者は、償還金を持分にに応じて請求する権利を有します。
- b. 償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、当ファンドの償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。
- c. 償還金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。
- d. 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金（解約）請求権

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、1口単位をもって一部解約請求を行う権利を有します。
- b. 一部解約金は、一部解約請求の受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払われます。
- c. 一部解約金の支払いは、販売会社の本・支店、営業所等において行うものとします。

信託契約の解約及び信託約款の重要な内容の変更に係る異議申立権

受益者は、委託会社が信託契約の解約または信託約款の重要な内容の変更を行う場合において、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。

異議申立を行った受益者の買取請求権

上記に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取のべき旨を請求することができます。

帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第4【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、前特定期間（平成20年11月11日から平成21年5月8日まで）及び当特定期間（平成21年5月9日から平成21年11月9日まで）について内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、前特定期間（平成20年11月11日から平成21年5月8日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当特定期間（平成21年5月9日から平成21年11月9日まで）については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成20年11月11日から平成21年5月8日まで）及び当特定期間（平成21年5月9日から平成21年11月9日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

LM・グローバル・プラス（毎月分配型）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (平成21年5月8日現在)	当期 (平成21年11月9日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	90,158,508	100,816,517
親投資信託受益証券	194,989,598,679	190,588,445,085
未収入金	2,000,000,000	900,000,000
未収利息	144	162
流動資産合計	197,079,757,331	191,589,261,764
資産合計	197,079,757,331	191,589,261,764
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,701,026,388	554,544,733
未払解約金	44,668,774	128,322,622
未払受託者報酬	11,575,763	12,504,944
未払委託者報酬	186,865,850	201,865,471
その他未払費用	1,826,292	1,891,398
流動負債合計	1,945,963,067	899,129,168
負債合計	1,945,963,067	899,129,168
純資産の部		
元本等		
元本	283,544,973,752	277,375,667,050
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	88,411,179,488	86,685,534,454
（分配準備積立金）	3,871,330,594	257,536,216
純資産合計	195,133,794,264	190,690,132,596
負債純資産合計	197,079,757,331	191,589,261,764

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前期 (自平成20年11月11日 至平成21年5月8日)	当期 (自平成21年5月9日 至平成21年11月9日)
営業収益		
受取利息	90,603	41,189
有価証券売買等損益	3,826,490,495	7,578,846,406
営業収益合計	3,826,581,098	7,578,887,595
営業費用		
受託者報酬	67,974,413	72,591,138
委託者報酬	1,097,301,175	1,171,828,241
その他費用	10,207,729	11,138,231
営業費用合計	1,175,483,317	1,255,557,610
営業利益	2,651,097,781	6,323,329,985
経常利益	2,651,097,781	6,323,329,985
当期純利益	2,651,097,781	6,323,329,985
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	143,476,050	49,448,850
期首剰余金又は期首欠損金()	85,461,265,531	88,411,179,488
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,739,699,725	3,121,855,665
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,739,699,725	3,121,855,665
剰余金減少額又は欠損金増加額	628,533,579	1,199,030,327
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	628,533,579	1,199,030,327
分配金	8,855,653,934	6,471,061,439
期末剰余金又は期末欠損金()	88,411,179,488	86,685,534,454

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	前期 (自 平成20年11月11日 至 平成21年 5月 8日)	当期 (自 平成21年 5月9日 至 平成21年11月9日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	特定期間末日の取扱い 平成20年11月8日及びその翌日が休日のため、前特定期間末日は平成20年11月10日としております。このため、当特定期間は179日となっております。	特定期間末日の取扱い 平成21年11月8日が休日のため、当特定期間末日は平成21年11月9日としております。このため、当特定期間は185日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 (平成21年5月8日現在)	当期 (平成21年11月9日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数	283,544,973,752口	277,375,667,050口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は88,411,179,488円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は86,685,534,454円であります。
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額		
一口当たり純資産額	0.6882円	0.6875円
(一万口当たり純資産額)	(6,882円)	(6,875円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 (自平成20年11月11日 至平成21年5月8日)	当期 (自平成21年5月9日 至平成21年11月9日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	委託者報酬のうち、販売会社へ支払う手数料を除いた額の100分の50相当額を支払っております。	同左
2. 分配金の計算過程		
	(平成20年11月11日から 平成20年12月8日までの 計算期間)	(平成21年5月9日から 平成21年6月8日までの 計算期間)
費用控除後の配当等収益額	449,928,461円	793,937,307円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	30,239,467,235円	29,481,955,172円
分配準備積立金額	9,737,213,385円	3,855,398,676円
当ファンドの分配対象収益額	40,426,609,081円	34,131,291,155円
当ファンドの期末残存口数	291,012,380,593口	283,206,378,149口
1万口当たり収益分配対象額	1,389.16円	1,205.16円
1万口当たり分配金額	20.00円	50.00円
収益分配金金額	582,024,761円	1,416,031,890円
外国税控除額	3,242円	334,252円
	(平成20年12月9日から 平成21年1月8日までの 計算期間)	(平成21年6月9日から 平成21年7月8日までの 計算期間)
費用控除後の配当等収益額	619,941,003円	440,663,053円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	30,022,891,447円	29,447,957,162円
分配準備積立金額	9,527,153,509円	3,218,841,261円
当ファンドの分配対象収益額	40,169,985,959円	33,107,461,476円
当ファンドの期末残存口数	288,859,357,706口	282,772,432,881口
1万口当たり収益分配対象額	1,390.63円	1,170.82円
1万口当たり分配金額	70.00円	20.00円
収益分配金金額	2,022,015,503円	565,544,865円
外国税控除額	68,845円	91,036円
	(平成21年1月9日から 平成21年2月9日までの 計算期間)	(平成21年7月9日から 平成21年8月10日までの 計算期間)
費用控除後の配当等収益額	425,002,427円	579,475,628円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	29,831,680,826円	29,326,281,146円
分配準備積立金額	8,059,927,715円	3,075,429,612円
当ファンドの分配対象収益額	38,316,610,968円	32,981,186,386円
当ファンドの期末残存口数	286,914,043,150口	281,547,977,767口
1万口当たり収益分配対象額	1,335.46円	1,171.41円
1万口当たり分配金額	20.00円	100.00円
収益分配金金額	573,828,086円	2,815,479,777円
外国税控除額	6,842円	1,127,688円
	(平成21年2月10日から 平成21年3月9日までの 計算期間)	(平成21年8月11日から 平成21年9月8日までの 計算期間)
費用控除後の配当等収益額	447,573,685円	346,024,802円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	29,650,984,511円	29,276,401,774円
分配準備積立金額	7,857,813,323円	836,194,547円
当ファンドの分配対象収益額	37,956,371,519円	30,458,621,123円

当ファンドの期末残存口数	285,133,942,029口	281,030,885,352口
1万口当たり収益分配対象額	1,331.17円	1,083.82円
1万口当たり分配金額	20.00円	20.00円
収益分配金金額	570,267,884円	562,061,770円
外国税控除額	12,136円	189,785円
	(平成21年3月10日から 平成21年4月8日まで の計算期間)	(平成21年9月9日から 平成21年10月8日まで の計算期間)
費用控除後の配当等収益額	645,104,830円	303,285,363円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	29,530,339,475円	29,131,694,246円
分配準備積立金額	7,695,158,113円	616,113,555円
当ファンドの分配対象収益額	37,870,602,418円	30,051,093,164円
当ファンドの期末残存口数	283,906,446,729口	279,625,315,022口
1万口当たり収益分配対象額	1,333.90円	1,074.69円
1万口当たり分配金額	120.00円	20.00円
収益分配金金額	3,406,877,360円	559,250,630円
外国税控除額	294,983円	109,465円
	(平成21年4月9日から 平成21年5月8日まで の計算期間)	(平成21年10月9日から 平成21年11月9日まで の計算期間)
費用控除後の配当等収益額	655,772,963円	455,047,707円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券 売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	29,504,541,173円	28,897,924,866円
分配準備積立金額	4,916,584,019円	357,033,242円
当ファンドの分配対象収益額	35,076,898,155円	29,710,005,815円
当ファンドの期末残存口数	283,544,973,752口	277,375,667,050口
1万口当たり収益分配対象額	1,237.07円	1,071.11円
1万口当たり分配金額	60.00円	20.00円
収益分配金金額	1,701,269,842円	554,751,334円
外国税控除額	243,454円	206,601円

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1 元本の移動

項目	前期 (自 平成20年11月11日 至 平成21年 5月 8日)	当期 (自 平成21年 5月9日 至 平成21年11月9日)
期首元本額	292,837,028,443円	283,544,973,752円
期中追加設定元本額	1,853,557,139円	3,886,998,711円
期中解約元本額	11,145,611,830円	10,056,305,413円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	前期 (平成21年5月8日現在)		当期 (平成21年11月9日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含 まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含 まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	194,989,598,679	5,520,580,285	190,588,445,085	3,044,364,128
合計	194,989,598,679	5,520,580,285	190,588,445,085	3,044,364,128

3 デリバティブ取引関係

取引の状況に関する事項

該当事項はありません。

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	総口数(口)	評価額(円)	備考
日本円	親投資信託受 益証券	LM・グローバル債券マ ザーファンド	83,621,060,182	132,556,104,600	
		LM・グローバル株式マ ザーファンド	57,611,774,531	58,032,340,485	
合計			141,232,834,713	190,588,445,085	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

<参考情報>

当ファンドは「LM・グローバル債券マザーファンド」受益証券及び「LM・グローバル株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

1. 「LM・グローバル債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。また、LM・グローバル債券マザーファンドの計算期間はLM・グローバル・プラス（毎月分配型）の計算期間とは異なり、毎年3月2日から翌年3月1日までであります。

1 財務諸表

LM・グローバル債券マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(平成21年5月8日現在)	(平成21年11月9日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	7,237,000,443	8,185,308,474
コール・ローン	898,553,739	341,190,048
国債証券	126,041,450,765	157,535,138,605
地方債証券	761,840,040	824,503,680
特殊債券	5,343,110,270	-
社債券	25,527,112,064	-
コール・オプション(買)	3,653,555	100,598,234
派生商品評価勘定	339,188,255	227,520,406
未収入金	496,433,954	-
未収利息	2,797,718,566	1,931,554,529
前払費用	186,604,528	992,309,976
差入委託証拠金	2,058,520,197	2,841,422,328
流動資産合計	171,691,186,376	172,979,546,280
資産合計	171,691,186,376	172,979,546,280
負債の部		
流動負債		
プット・オプション(売)	202,326,240	51,114,636
派生商品評価勘定	363,401,041	1,100,959,901
未払金	189,984,870	3,297,529,372
未払解約金	2,008,078,291	6,880,275
流動負債合計	2,763,790,442	4,456,484,184
負債合計	2,763,790,442	4,456,484,184
純資産の部		
元本等		
元本	106,987,299,956	106,310,954,897
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	61,940,095,978	62,212,107,199
純資産合計	168,927,395,934	168,523,062,096
負債純資産合計	171,691,186,376	172,979,546,280

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成20年11月11日 至 平成21年 5月 8日)	(自 平成21年 5月9日 至 平成21年11月9日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券 移動平均法（買付約定後、最初の利払日まで は個別法）に基づき、法令及び社団法人投資信託 協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引・オプション取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託 協会規則に従い、時価評価しております。	先物取引・オプション取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算 規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に 基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって 記録する方法を採用しております。但し、同第 61条に基づき、外国通貨の売却時において、当 該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基 金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建 純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相 当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場 等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する 円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建 資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基 金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計 理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成21年5月8日現在)	(平成21年11月9日現在)
1. 本報告書における開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数	106,987,299,956口	106,310,954,897口
2. 本報告書における開示対象ファンドの期末における当該ファンドの 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	1.5789円 (15,789円)	1.5852円 (15,852円)

(その他の注記)

1 元本の移動等

項目	(自 平成20年11月11日 至 平成21年 5月 8日)	(自 平成21年 5月9日 至 平成21年11月9日)
本報告書における開示対象ファンドの 期首における当該ファンドの元本額	121,370,247,672円	106,987,299,956円
同期中における追加設定元本額	105,043,923円	2,190,210,400円
同期中における解約元本額	14,487,991,639円	2,866,555,459円
元本の内訳		
L M・世界債券ファンドV A (適格機関投資家専用)	18,675,114,091円	18,056,540,554円
L M・グローバル債券ファンドV A (適格機関投資家専用)	4,866,957,574円	4,633,354,161円
L M・グローバル・プラス(毎月分配型)	83,445,228,291円	83,621,060,182円
計	106,987,299,956円	106,310,954,897円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	(平成21年5月8日現在)		(平成21年11月9日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含 まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含 まれた評価差額 (円)
国債証券	126,041,450,765	1,682,302,002	157,535,138,605	1,352,466,927
地方債証券	761,840,040	7,523,976	824,503,680	29,660,800
特殊債券	5,343,110,270	59,273,682	-	-
社債券	25,527,112,064	3,443,944,148	-	-
合計	157,673,513,139	1,813,391,852	158,359,642,285	1,382,127,727

3 デリバティブ取引関係

取引の状況に関する事項

項目	(自 平成20年11月11日 至 平成21年 5月 8日)	(自 平成21年 5月9日 至 平成21年11月9日)
1.取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券関連では債券先物取引及び債券先物オプション取引、金利関連では金利先物オプション取引であります。	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、債券関連の債券先物取引及び債券先物オプション取引であります。
2.取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の債券の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。	デリバティブ取引は、将来の債券の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
3.取引の利用目的	デリバティブ取引は、債券関連及び金利関連で有価証券等の価格変動リスクを回避するため、利用しております。	デリバティブ取引は、債券関連で有価証券等の価格変動リスクを回避するため、利用しております。
4.取引に係るリスクの内容	債券先物取引及び債券先物オプション取引、金利先物オプション取引は、市場金利の変動によるリスクを有しております。	債券先物取引及び債券先物オプション取引は、市場金利の変動によるリスクを有しております。
5.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルール等に従い、運用担当部門及び独立した管理部門が行っております。	デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルール等に従い、運用担当部門及び独立した管理部門が行っております。
6.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項

債券関連

区分	種類	(平成21年5月8日現在)				(平成21年11月9日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場 取引	債券先物取引								
	売建	30,235,868,157	-	29,896,835,121	339,033,036	71,991,630,719	-	72,905,706,427	914,075,708
	買建	37,102,502,005	-	36,739,256,183	363,245,822	47,429,662,411	-	47,470,298,624	40,636,213
	債券先物オプション取引								
売建									
ブット	30,601,843,800 (213,471,608)	-	202,326,240	11,145,368	52,302,298,770 (131,519,636)	-	51,114,636	80,405,000	
買建									
コール	11,417,360,000 (190,418,730)	-	3,653,555	186,765,175	53,498,637,560 (203,666,943)	-	100,598,234	103,068,709	
合計		109,357,573,962	-	66,842,071,099	199,832,593	225,222,229,460	-	120,527,717,921	896,103,204

(注) 時価の算定方法

A 外国先物取引について

- 1) 外国先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2) 貸借対照表作成日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

B 外国オプション取引について

- 1) 外国オプション取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2) 貸借対照表作成日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- 3) 契約額等のうち、()内はオプション料であります。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

次表の通りです。

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	US TREASURY BOND	11,750,000.00	14,779,296.87	
		US TREASURY NOTE	82,000,000.00	83,358,125.00	
		US TREASURY NOTE	163,570,000.00	165,793,529.68	
		US TREASURY NOTE	7,550,000.00	7,611,343.73	
		US TREASURY NOTE	27,000,000.00	27,206,718.75	
		US TREASURY NOTE	11,260,000.00	11,349,728.10	
		US TREASURY NOTE	8,100,000.00	8,778,375.00	
		US TREASURY NOTE	2,750,000.00	2,971,718.75	
		US TREASURY NOTE	199,690,000.00	220,501,442.18	
		US TREASURY NOTE	67,995,000.00	66,018,895.30	
			計		581,665,000.00
	(邦貨換算額)			(54,710,639,760)	
米ドル計				608,369,173.36	
(邦貨換算額)				(54,710,639,760)	
カナダドル	国債証券	CANADA GOVT INFL INDEX	9,200,000.00	16,354,915.54	
		CANADIAN GOVT	11,700,000.00	12,902,175.00	
		CANADIAN GOVT	18,000,000.00	19,539,720.00	
		CANADIAN GOVT	19,000,000.00	20,085,470.00	
			計	57,900,000.00	68,882,280.54
	(邦貨換算額)			(5,787,489,210)	
カナダドル計				68,882,280.54	
(邦貨換算額)				(5,787,489,210)	
ユーロ	国債証券	BUNDES REPUBLIC DE	132,850,000.00	142,917,373.00	
		BUNDES REPUBLIC DE	65,500,000.00	69,126,080.00	
		BUNDES REPUBLIC DE	6,900,000.00	7,226,715.00	
		BUNDES REPUBLIC DE	44,990,000.00	48,274,719.90	
		BUNDES REPUBLIC DE	128,270,000.00	124,765,663.60	
		BUNDES REPUBLIC DE	18,520,000.00	18,908,179.20	
		BUNDES REPUBLIC DE	16,500,000.00	18,280,845.00	
		FRANCE O.A.T.	91,089,000.00	98,550,099.99	
		FRANCE O.A.T.	3,520,000.00	3,327,350.40	
		NETHERLANDS GOVT	12,710,000.00	17,288,269.10	
			計	520,849,000.00	548,665,295.19
	(邦貨換算額)			(73,466,283,025)	
ユーロ計				548,665,295.19	
(邦貨換算額)				(73,466,283,025)	
英ポンド	国債証券	UK TREASURY	54,840,000.00	59,553,278.64	
		UK TREASURY	10,000,000.00	10,986,270.00	
		UK TREASURY	1,000,000.00	1,076,417.00	
			計	65,840,000.00	71,615,965.64
	(邦貨換算額)			(10,736,665,568)	
英ポンド計				71,615,965.64	
(邦貨換算額)				(10,736,665,568)	
スウェーデンクローナ	国債証券	SWEDEN GOVT	75,000,000.00	88,071,000.00	
			計	75,000,000.00	88,071,000.00
	(邦貨換算額)			(1,136,996,610)	
スウェーデンクローナ計				88,071,000.00	
(邦貨換算額)				(1,136,996,610)	
ノルウェークローネ	国債証券	NORWAY GOVT	98,000,000.00	104,005,440.00	
		NORWAY GOVT	270,300,000.00	275,911,428.00	
			計	368,300,000.00	379,916,868.00
	(邦貨換算額)			(6,021,682,357)	
ノルウェークローネ計				379,916,868.00	
(邦貨換算額)				(6,021,682,357)	
ポーランドズロチ	国債証券	POLAND GOVT	12,370,000.00	12,157,978.20	
		POLAND GOVT	5,724,000.00	5,850,786.60	
		POLAND GOVT	168,480,000.00	162,333,849.60	

	計 (邦貨換算額)		186,574,000.00	180,342,614.40
ポーランドズロチ計 (邦貨換算額)				(5,675,382,075)
オーストラリアドル	地方債証券	QUEENSLAND TREASURY		180,342,614.40
	計			(5,675,382,075)
	(邦貨換算額)		10,000,000.00	9,909,900.00
オーストラリアドル計 (邦貨換算額)			10,000,000.00	9,909,900.00
				(824,503,680)
				9,909,900.00
				(824,503,680)
合計 (外貨建証券の邦貨換算額)				158,359,642,285
				(158,359,642,285)

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 10銘柄	100.0%	34.5%
カナダドル	国債証券 4銘柄	100.0%	3.7%
ユーロ	国債証券 10銘柄	100.0%	46.4%
英ポンド	国債証券 3銘柄	100.0%	6.8%
スウェーデンクローナ	国債証券 1銘柄	100.0%	0.7%
ノルウェークローネ	国債証券 2銘柄	100.0%	3.8%
ポーランドズロチ	国債証券 3銘柄	100.0%	3.6%
オーストラリアドル	地方債証券 1銘柄	100.0%	0.5%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

債券関連

「(2)注記表(その他の注記)3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 債券関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目(記載上の注意を含む)を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

2. 「LM・グローバル株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。また、LM・グローバル株式マザーファンドの計算期間はLM・グローバル・プラス（毎月分配型）の計算期間とは異なり、毎年3月2日から翌年3月1日までであります。

1 財務諸表

LM・グローバル株式マザーファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(平成21年5月8日現在)	(平成21年11月9日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	222,533,579	111,455,314
金銭信託	185,611	793,258
コール・ローン	189,937,246	386,848,379
株式	62,046,015,072	56,850,737,009
投資証券	376,808,540	315,495,663
派生商品評価勘定	71,763	11,896,431
未収入金	556,257,074	2,421,367,348
未収配当金	154,465,635	77,509,842
未収利息	305	624
流動資産合計	63,546,274,825	60,176,103,868
資産合計	63,546,274,825	60,176,103,868
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	59,723	4,013,705
未払金	306,792,735	1,238,267,893
未払解約金	-	900,000,000
流動負債合計	306,852,458	2,142,281,598
負債合計	306,852,458	2,142,281,598
純資産の部		
元本等		
元本	70,533,387,085	57,614,324,801
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	7,293,964,718	419,497,469
純資産合計	63,239,422,367	58,033,822,270
負債純資産合計	63,546,274,825	60,176,103,868

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成20年11月11日 至 平成21年 5月 8日)	(自 平成21年 5月9日 至 平成21年11月9日)
1. 有価証券の 評価基準及 び評価方法	株式・投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又 は店頭市場における最終相場（最終相場の ないものについては、それに準ずる価額）、 又は金融商品取引業者等から提示される気 配相場に基づいて評価しております。	株式・投資証券 同左
2. デリバティ プ等の評価 基準及び評 価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国にお ける貸借対照表作成日の対顧客先物売買相 場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. 収益及び費 用の計上基 準	(1)株式 原則として、株式の配当落ち日において、そ の金額が確定している場合には当該金額、未 だ確定していない場合には入金時に計上し ております。 (2)投資証券 受取配当金は、投資証券の分配金を、原則と して収益分配金落の売買が行われる日にお いて計上しております。	(1)株式 同左 (2)投資証券 同左
4. その他財務 諸表作成の ための基本 となる重要 な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算 規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に 基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって 記録する方法を採用しております。但し、同 第61条に基づき、外国通貨の売却時におい て、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の 外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日 の外貨建純資産額に対する当該売却外国通 貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の 外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金 勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割 合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円 換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為 替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

項目	(平成21年5月8日現在)	(平成21年11月9日現在)
1. 本報告書における開示対象ファンドの期末における当該ファンドの受益権の総数	70,533,387,085口	57,614,324,801口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,293,964,718円であります。	-
3. 本報告書における開示対象ファンドの期末における当該ファンドの 一口当たり純資産額 (一万口当たり純資産額)	0.8966円 (8,966円)	1.0073円 (10,073円)

（その他の注記）

1 元本の移動等

項目	(自平成20年11月11日 至平成21年5月8日)	(自平成21年5月9日 至平成21年11月9日)
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該ファンドの元本額	64,949,022,974円	70,533,387,085円
同期中における追加設定元本額	7,688,035,409円	151,833,152円
同期中における解約元本額	2,103,671,298円	13,070,895,436円
元本の内訳		
LM・グローバル株式ファンドVA (適格機関投資家専用)	2,573,197円	2,550,270円
LM・グローバル・プラス(毎月分配型)	70,530,813,888円	57,611,774,531円
計	70,533,387,085円	57,614,324,801円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	(平成21年5月8日現在)		(平成21年11月9日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当期の損益に含まれた評価差額 (円)
株式	62,046,015,072	7,673,148,759	56,850,737,009	9,978,822,886
投資証券	376,808,540	43,532,633	315,495,663	27,574,966
合計	62,422,823,612	7,716,681,392	57,166,232,672	10,006,397,852

3 デリバティブ取引関係

取引の状況に関する事項

項目	(自 平成20年11月11日 至 平成21年 5月 8日)	(自 平成21年 5月9日 至 平成21年11月9日)
1.取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、通貨関連の為替予約取引であります。	同左
2.取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。	同左
3.取引の利用目的	デリバティブ取引は、通貨関連で、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4.取引に係るリスクの内容	為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
5.取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルール等に従い、運用担当部門及び独立した管理部門が行っております。	同左
6.取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	(平成21年5月8日現在)				(平成21年11月9日現在)			
		契約額等 (円)	うち1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち1 年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引 売建								
	米ドル	238,758,790	-	238,758,790	-	1,072,679,466	-	1,063,337,423	9,342,043
	カナダドル	148,411,281	-	148,339,518	71,763	39,720,673	-	39,183,825	536,848
	英ポンド	-	-	-	-	177,242,049	-	176,730,402	511,647
	スイスフラン	-	-	-	-	41,602,040	-	41,279,984	322,056
	スウェーデンクローナ	-	-	-	-	131,909,606	-	131,248,787	660,819
	ノルウェークローネ	-	-	-	-	8,739,956	-	8,663,386	76,570
	オーストラリアドル	-	-	-	-	322,109,933	-	322,674,429	564,496
	香港ドル	-	-	-	-	12,796,254	-	12,713,180	83,074
	シンガポールドル	-	-	-	-	12,869,537	-	12,805,873	63,664
	買建								
	ユーロ	-	-	-	-	433,444,257	-	429,995,048	3,449,209
	英ポンド	104,772,129	-	104,712,406	59,723	-	-	-	-
オーストラリアドル	-	-	-	-	177,792,768	-	178,092,478	299,710	
合計		491,942,200	-	491,810,714	12,040	2,430,906,539	-	2,416,724,815	7,882,726

(注) 時価の算定方法

為替予約取引について

1. 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

貸借対照表作成日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

貸借対照表作成日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 貸借対照表作成日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2. 貸借対照表作成日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、貸借対照表作成日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

次表の通りです。

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	ABBOTT LABORATORIES	105,400	51.53	5,431,262.00	
	ACCENTURE PLC-CL A	54,800	39.25	2,150,900.00	
	AES CORP	220,300	14.03	3,090,809.00	
	AFFILIATED COMPUTER SERVICES, INC.-A	34,800	55.12	1,918,176.00	
	AFLAC INC	84,000	42.19	3,543,960.00	
	ALLIANT TECHSYSTEMS INC	16,900	82.20	1,389,180.00	
	ALPHA NATURAL RESOURCES INC	36,700	37.86	1,389,462.00	
	ALTRIA GROUP INC	308,900	18.54	5,727,006.00	
	AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	104,350	24.81	2,588,923.50	
	AMERISOURCEBERGEN CORPORATION	57,000	23.62	1,346,340.00	
	AMGEN INC	48,500	54.69	2,652,465.00	
	ANADARKO PETROLEUM CORP	42,500	64.83	2,755,275.00	
	APOLLO GROUP INC-CL A	40,700	55.99	2,278,793.00	
	APPLE INC	15,600	194.34	3,031,704.00	
	ARROW ELECTRONICS INC	61,000	26.92	1,642,120.00	
	ASHLAND INC	38,900	35.45	1,379,005.00	
	AT&T INC	219,700	25.93	5,696,821.00	
	AVNET INC	58,600	26.40	1,547,040.00	
	BANK OF AMERICA CORPORATION	272,800	15.05	4,105,640.00	
	BANK OF HAWAII CORP	34,400	44.77	1,540,088.00	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	19,300	55.12	1,063,816.00	
	BIG LOTS INC	98,600	25.07	2,471,902.00	
	BMC SOFTWARE INC	55,500	37.23	2,066,265.00	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	130,600	22.64	2,956,784.00	
	CAMERON INTERNATIONAL CORP	34,700	39.24	1,361,628.00	
	CBS CORP-CL B	137,100	12.72	1,743,912.00	
	CHEVRON CORPORATION	107,800	77.53	8,357,734.00	
	CISCO SYSTEMS INC	351,000	23.82	8,360,820.00	
	CITIGROUP INC	506,200	4.06	2,055,172.00	
	COACH INC	59,600	33.92	2,021,632.00	
	COCA-COLA COMPANY	30,300	54.49	1,651,047.00	
	COMCAST CORP-CL A	275,600	14.59	4,021,004.00	
	COMPUTER SCIENCES CORP	58,900	52.60	3,098,140.00	
	CONOCOPHILLIPS	121,600	52.11	6,336,576.00	
	CSX CORP	33,500	47.69	1,597,615.00	
	D.R. HORTON, INC.	114,300	12.03	1,375,029.00	
	DAVITA INC	24,200	57.97	1,402,874.00	
	DEAN FOODS COMPANY	71,400	16.78	1,198,092.00	
	DELL INC	211,500	14.86	3,142,890.00	
	DOLLAR TREE INC	49,400	48.78	2,409,732.00	
	DOW CHEMICAL COMPANY	80,400	24.80	1,993,920.00	
	DRESSER-RAND GROUP INC	73,800	30.69	2,264,922.00	
	EASTMAN CHEMICAL COMPANY	32,900	56.49	1,858,521.00	
	ELI LILLY AND COMPANY	91,100	34.50	3,142,950.00	
	EXXON MOBIL CORPORATION	150,400	72.58	10,916,032.00	
	FAMILY DOLLAR STORES	37,100	28.59	1,060,689.00	
	FEDEX CORP	21,300	77.12	1,642,656.00	
	FOREST LABORATORIES INC	44,700	28.67	1,281,549.00	
	FPL GROUP INC	37,600	49.76	1,870,976.00	
	GANNETT CO	149,800	10.52	1,575,896.00	
	GARMIN LTD	44,600	28.43	1,267,978.00	
	GENERAL DYNAMICS CORPORATION	33,400	65.58	2,190,372.00	
	GENERAL ELECTRIC COMPANY	293,700	15.33	4,502,421.00	
	GILEAD SCIENCES INC	50,600	46.26	2,340,756.00	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	26,400	171.78	4,534,992.00	
	GOOGLE INC-CL A	8,400	551.10	4,629,240.00	
	HEWITT ASSOCIATES INC-CL A	74,600	37.51	2,798,246.00	
	HEWLETT-PACKARD COMPANY	182,600	49.16	8,976,616.00	
	INTEGRYS ENERGY GROUP INC	42,300	35.75	1,512,225.00	
	INTEL CORPORATION	259,200	18.93	4,906,656.00	
	INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES CORP	101,600	123.49	12,546,584.00	
	INTERNATIONAL PAPER COMPANY	97,500	23.96	2,336,100.00	
	JOHNSON & JOHNSON	63,100	60.30	3,804,930.00	

JPMORGAN CHASE&CO	127,700	43.48	5,552,396.00
KBR INC	74,900	20.28	1,518,972.00
KIMBERLY-CLARK CORPORATION	62,700	63.71	3,994,617.00
KOHL'S CORP	33,900	56.68	1,921,452.00
KRAFT FOODS INC-CLASS A	126,100	26.78	3,376,958.00
L-3 COMMUNICATIONS HOLDINGS	20,200	76.40	1,543,280.00
LOCKHEED MARTIN CORP	32,200	73.77	2,375,394.00
LORILLARD INC	23,100	77.65	1,793,715.00
MARATHON OIL CORP	77,300	33.68	2,603,464.00
MASCO CORP	100,900	12.60	1,271,340.00
MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	38,100	60.64	2,310,384.00
MERCK & CO. INC.	84,400	32.59	2,750,596.00
METLIFE, INC	41,000	33.52	1,374,320.00
MICROSOFT CORPORATION	439,000	28.52	12,520,280.00
MORGAN STANLEY	68,400	32.60	2,229,840.00
NATIONAL OILWELL VARCO INC	29,900	43.68	1,306,032.00
NAVISTAR INTERNATIONAL	43,200	34.55	1,492,560.00
NEWELL RUBBERMAID INC	95,900	14.42	1,382,878.00
NOBLE CORP	76,600	42.34	3,243,244.00
NORTHROP GRUMMAN CORP	49,500	52.37	2,592,315.00
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	21,900	80.88	1,771,272.00
OIL STATES INTERNATIONAL INC	43,400	34.90	1,514,660.00
OMNICOM GROUP INC	52,400	35.69	1,870,156.00
ORACLE CORPORATION	144,600	21.42	3,097,332.00
OSHKOSH CORP	46,200	36.69	1,695,078.00
OWENS-ILLINOIS INC	62,600	33.49	2,096,474.00
PACTIV CORPORATION	78,600	23.02	1,809,372.00
PEABODY ENERGY CORP	38,300	42.21	1,616,643.00
PEPSICO INC	67,100	61.76	4,144,096.00
PFIZER INC	355,200	16.96	6,024,192.00
PG&E CORPORATION	48,800	41.36	2,018,368.00
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	92,700	48.83	4,526,541.00
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	64,100	25.71	1,648,011.00
PROCTER & GAMBLE CO	48,200	61.04	2,942,128.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	66,800	45.38	3,031,384.00
RAYTHEON COMPANY	88,700	47.57	4,219,459.00
ROSS STORES INC	31,900	45.62	1,455,278.00
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	63,400	21.23	1,345,982.00
SEMPRA ENERGY	41,800	50.75	2,121,350.00
TARGET CORPORATION	63,000	49.70	3,131,100.00
TECH DATA CORP	36,000	40.60	1,461,600.00
TECO ENERGY INC	100,100	14.64	1,465,464.00
TEXAS INSTRUMENTS INC	98,200	24.04	2,360,728.00
THE GAP, INC.	100,200	23.03	2,307,606.00
THE MCGRAW-HILL COMPANIES INC	47,300	29.32	1,386,836.00
TIME WARNER INC	52,300	31.01	1,621,823.00
TJX COMPANIES INC	59,000	38.33	2,261,470.00
TRANSOCEAN LTD	29,300	85.40	2,502,220.00
TYCO INTERNATIONAL LTD	57,000	34.27	1,953,390.00
UGI CORPORATION	61,000	24.14	1,472,540.00
UNITED TECHNOLOGIES CORP	55,300	65.07	3,598,371.00
UNITEDHEALTH GROUP INC	133,100	28.67	3,815,977.00
UNUM GROUP	116,100	19.53	2,267,433.00
URS CORPORATION	56,300	40.13	2,259,319.00
VERIZON COMMUNICATIONS INC	61,000	29.56	1,803,160.00
WALGREEN COMPANY	76,900	39.57	3,042,933.00
WAL-MART STORES INC	84,700	51.25	4,340,875.00
WALTER ENERGY INC	32,400	65.10	2,109,240.00
WELLPOINT INC	30,300	51.00	1,545,300.00
WELLS FARGO & COMPANY	115,500	27.12	3,132,360.00
WILLIAMS COS INC	92,500	19.57	1,810,225.00
WMS INDUSTRIES INC	31,700	41.02	1,300,334.00
	11,034,950		356,904,977.50
			(32,096,464,627)
BANK OF MONTREAL	63,000	50.03	3,151,890.00
BANK OF NOVA SCOTIA	36,300	46.77	1,697,751.00
ENCANA CORP	50,500	61.12	3,086,560.00
FIRST QUANTUM MINERALS LTD	24,400	72.51	1,769,244.00
NATIONAL BANK OF CANADA	38,300	58.55	2,242,465.00
ROYAL BANK OF CANADA	66,900	55.25	3,696,225.00
TECK RESOURCES LTD-CLS B	104,100	33.19	3,455,079.00

米ドル計
(邦貨換算額)
カナダドル

カナダドル計 (邦貨換算額)	TORONTO-DOMINION BANK	33,200	64.58	2,144,056.00
		416,700		21,243,270.00
ユーロ				(1,784,859,545)
	AIR FRANCE-KLM	96,860	10.96	1,062,069.90
	ALLIANZ SE-REG	28,737	79.40	2,281,717.80
	AXA SA	89,190	16.88	1,505,527.20
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA,S.A.	367,592	12.17	4,473,594.64
	BANCO SANTANDER SA	294,432	11.21	3,302,054.88
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE	31,078	33.10	1,028,681.80
	BILFINGER BERGER AG	27,558	47.35	1,304,871.30
	BNP PARIBAS	34,933	55.17	1,927,253.61
	CNP ASSURANCES	14,091	67.99	958,047.09
	E.ON AG	33,862	26.19	886,845.78
	ENEL SPA	560,325	4.09	2,294,530.87
	ENI SPA	192,400	17.21	3,311,204.00
	EUROPEAN AERONAUTIC DEFENCE AND SPACE CO	84,002	13.34	1,120,586.68
	GDF SUEZ	53,886	28.87	1,555,958.25
	HEIDELBERGCEMENT AG	31,160	44.39	1,383,192.40
	ING GROEP NV-CVA	72,948	9.42	687,753.74
	KONINKLIJKE AHOLD NV	437,303	8.97	3,926,106.33
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	28,738	105.32	3,026,686.16
	OPAP SA	100,513	17.88	1,797,172.44
	PORTUGAL TELECOM SGPS SA-REG	236,025	8.13	1,918,883.25
	PUBLICIS GROUPE	47,326	26.84	1,270,229.84
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	226,665	20.23	4,586,566.27
	RWE AG	20,585	59.25	1,219,661.25
	SANOFI-SYNTHELABO SA	74,014	49.03	3,628,906.42
	SCOR SE	64,367	17.31	1,114,192.77
	SIEMENS AG-REG	27,229	62.13	1,691,737.77
	SOCIETE GENERALE	38,487	46.91	1,805,617.60
	TELEFONICA SA	114,627	19.15	2,195,680.18
	TELEKOM AUSTRIA AG	121,162	11.94	1,446,674.28
	THYSSENKRUPP AG	70,981	22.86	1,622,625.66
	TOTAL SA	127,943	42.01	5,375,525.14
	UNICREDIT SPA	1,037,171	2.39	2,478,838.69
	UNILEVER NV-CVA	131,722	20.50	2,700,301.00
	VINCI SA	50,774	37.81	1,920,018.81
ユーロ計 (邦貨換算額)		4,968,686		72,809,313.80
英ポンド				(9,749,167,117)
	ANGLO AMERICAN PLC	114,087	23.86	2,722,115.82
	ASTRAZENECA PLC	111,739	26.96	3,013,042.13
	AVIVA PLC	435,077	3.93	1,710,287.68
	BAE SYSTEMS PLC	489,353	3.17	1,555,163.83
	BALFOUR BEATTY PLC	298,293	2.60	776,754.97
	BARCLAYS PLC	984,799	3.36	3,313,848.63
	BG GROUP PLC	97,574	10.78	1,052,335.59
	BHP BILLITON PLC	330,966	17.03	5,638,005.81
	BP PLC	686,281	5.83	4,007,194.75
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	165,027	19.59	3,232,878.93
	CENTRICA PLC	504,315	2.41	1,216,912.09
	DIAGEO PLC	148,333	10.03	1,487,779.99
	GLAXOSMITHKLINE PLC	225,574	12.19	2,749,747.06
	HSBC HOLDINGS PLC	457,880	6.83	3,128,694.04
	MARKS & SPENCER GROUP PLC	245,174	3.67	901,014.45
	PRUDENTIAL PLC	232,850	5.78	1,345,873.00
	RIO TINTO PLC	144,853	29.17	4,225,362.01
	ROLLS-ROYCE GROUP PLC	314,964	4.67	1,472,456.70
	ROLLS-ROYCE GROUP-C SHRS	19,316,520	0.00	19,316.52
	STANDARD CHARTERED PLC	250,279	16.07	4,021,983.53
	VODAFONE GROUP PLC	2,609,099	1.35	3,543,156.44
	WM MORRISON SUPERMARKETS	493,694	2.85	1,409,990.06
	XSTRATA PLC	143,431	9.62	1,380,523.37
英ポンド計 (邦貨換算額)		28,800,162		53,924,437.40
スイスフラン				(8,084,351,655)
	CLARIANT AG-REG	152,137	10.92	1,661,336.04
	NESTLE SA-REG	138,476	47.68	6,602,535.68
	NOVARTIS AG	135,369	53.55	7,249,009.95
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSSCHEIN	35,348	160.50	5,673,354.00
スイスフラン計 (邦貨換算額)		461,330		21,186,235.67
				(1,876,464,893)

スウェーデンクローナ	SVENSKA CELLULOSA AB-B SHS	137,165	99.20	13,606,768.00
スウェーデンクローナ計 (邦貨換算額)		137,165		13,606,768.00
ノルウェークローネ	ACERGY SA	180,200	74.95	13,505,990.00
	STATOIL ASA	80,350	138.00	11,088,300.00
ノルウェークローネ計 (邦貨換算額)		260,550		24,594,290.00
オーストラリアドル	BLUESCOPE STEEL LTD	494,497	2.95	1,458,766.15
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	96,108	52.71	5,065,852.68
	HARVEY NORMAN HOLDINGS LTD	583,832	4.11	2,399,549.52
	MACQUARIE GROUP LIMITED	43,620	49.60	2,163,552.00
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	111,269	28.75	3,198,983.75
	UNITED GROUP LTD	107,803	13.45	1,449,950.35
	WESTPAC BANKING CORP	110,914	26.55	2,944,766.70
オーストラリアドル計 (邦貨換算額)		1,548,043		18,681,421.15
香港ドル	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	962,000	18.46	17,758,520.00
	HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LIMITED	84,200	140.00	11,788,000.00
	SINO LAND CO	1,350,000	14.66	19,791,000.00
香港ドル計 (邦貨換算額)		2,396,200		49,337,520.00
シンガポールドル	KEPPEL CORP LTD	573,000	8.09	4,635,570.00
	NOBLE GROUP LTD	1,602,000	2.58	4,133,160.00
シンガポールドル計 (邦貨換算額)		2,175,000		8,768,730.00
合計 (外貨建証券の邦貨換算額)				56,850,737,009
				(56,850,737,009)

株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
米ドル	投資証券	ANNALY CAPITAL MANAGEMENT INC HOSPITALITY PROPERTIES TRUST	132,600	2,262,156.00	
			64,900	1,246,080.00	
	計 (邦貨換算額)		197,500	3,508,236.00	
米ドル計 (邦貨換算額)				(315,495,663)	
				3,508,236.00	
				(315,495,663)	
合計 (外貨建証券の邦貨換算額)				315,495,663	
				(315,495,663)	

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価 比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に対する 比率
米ドル	株式 125銘柄	99.0%	-	56.7%
	投資証券 2銘柄	-	1.0%	
カナダドル	株式 8銘柄	100.0%	-	3.1%
ユーロ	株式 34銘柄	100.0%	-	17.1%
英ポンド	株式 23銘柄	100.0%	-	14.1%
スイスフラン	株式 4銘柄	100.0%	-	3.3%
スウェーデンクローナ	株式 1銘柄	100.0%	-	0.3%
ノルウェークローネ	株式 2銘柄	100.0%	-	0.7%
オーストラリアドル	株式 7銘柄	100.0%	-	2.7%
香港ドル	株式 3銘柄	100.0%	-	1.0%
シンガポールドル	株式 2銘柄	100.0%	-	1.0%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

通貨関連

「(2)注記表(その他の注記)3 デリバティブ取引関係」の「取引の時価等に関する事項 通貨関連」において使用した表が、附属明細表別紙様式第1号の「第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表」に求められている項目(記載上の注意を含む)を満たしているため、当該表の添付を省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

LM・グローバル・プラス（毎月分配型）

平成21年12月末現在

資産総額	189,885,442,284円
負債総額	143,261,844円
純資産総額(-)	189,742,180,440円
発行済口数	271,682,358,017口
1口当たり純資産額(/)	0.6984円
(1万口当たり純資産額)	(6,984円)

< 参考情報 >

LM・グローバル債券マザーファンド

平成21年12月末現在

資産総額	170,437,119,884円
負債総額	4,170,117,857円
純資産総額(-)	166,267,002,027円
発行済口数	104,663,601,058口
1口当たり純資産額(/)	1.5886円
(1万口当たり純資産額)	(15,886円)

LM・グローバル株式マザーファンド

平成21年12月末現在

資産総額	59,285,620,852円
負債総額	- 円
純資産総額(-)	59,285,620,852円
発行済口数	55,083,326,506口
1口当たり純資産額(/)	1.0763円
(1万口当たり純資産額)	(10,763円)

第5【設定及び解約の実績】

期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1特定期間	34,957,607,067	583,488,766
第2特定期間	6,176,911,967	7,328,505,523
第3特定期間	23,441,258,618	4,265,953,516
第4特定期間	74,481,188,764	6,844,048,556
第5特定期間	69,225,745,425	16,246,140,944
第6特定期間	64,789,598,214	14,181,241,647
第7特定期間	80,339,070,811	17,186,558,594
第8特定期間	54,899,501,098	17,359,889,447
第9特定期間	12,414,782,001	22,684,436,074
第10特定期間	5,797,634,687	27,006,007,142
第11特定期間	1,853,557,139	11,145,611,830
第12特定期間	3,886,998,711	10,056,305,413

(注) 当該各期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本文書提出日現在）

資本金の額	1,000百万円
委託会社が発行する株式総数	100,000株
発行済株式総数	78,270株
主な資本金の額の増減	

平成20年3月30日に、資本金の額を3,913百万円から1,000百万円に減資しました。

(2) 委託会社の機構

経営の意思決定機構

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任については、累積投票を行いません。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠としてまたは増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。取締役会は、取締役の中から1名以上の代表取締役を選定します。また、取締役会は、代表取締役の中から社長を選定します。取締役会は、取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選任することができます。

取締役会は社長が招集し、議長となります。社長がこれを招集することができずまたはこれを招集することを欲しないときは、取締役会があらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の前日までにこれを発します。取締役及び監査役全員の一致の同意があるときは、招集通知を省略しまたは招集期間を短縮することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

運用の意思決定機構

ファンドの運用指図は、ファンドの約款等に定められている運用の基本方針に基づき、東京運用委員会の決定する運用方針に沿って、運用部のポートフォリオ・マネジャーが行います。

東京運用委員会は、各地域の経済・政治動向等の分析をもとにファンドに係る運用方針を立案します。ポートフォリオ・マネジャーは東京運用委員会の立案した投資方針に基づいて、各ファンドの投資方針、投資制限を考慮しつつ運用計画書を作成し、ファンド毎に銘柄選定、有価証券の売買の指図を実行します。

2【事業の内容及び営業の概況】

(1) 「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

(2) 平成21年12月末現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託を除きます。）は以下の通りです。

種類	ファンド数	純資産総額の合計額（百万円）
追加型株式投資信託	31	733,359
合計	31	733,359

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第10期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。
また、第11期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定に基づき、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
2. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の財務諸表並びに、第11期事業年度（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）の財務諸表及び第12期中間会計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）の中間財務諸表について、あらた監査法人により監査及び中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第10期事業年度 (平成20年3月31日)	第11期事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	768,672	941,986
貯蔵品	9,968	-
前払費用	26,739	30,919
未収入金	23,481	229,106
未収委託者報酬	397,732	239,638
未収運用受託報酬	-	317,926
未収投資顧問料	221,935	-
その他未収収益	21,060	10,833
未収利息	-	93
流動資産計	1,469,590	1,770,504
固定資産		
有形固定資産	1	1
建物	327,824	321,321
器具備品	160,099	134,732
建設仮勘定	446	-
有形固定資産計	488,371	456,054
無形固定資産	1	1
ソフトウェア	13,722	12,151
無形固定資産計	13,722	12,151
投資その他の資産		
投資有価証券	291,860	176,754
長期差入保証金	148,588	148,588
預託金	25,000	-
保険積立金	-	185,260
長期性預金	280,532	-
前払年金費用	48,728	98,962
投資その他の資産計	794,709	609,566
固定資産計	1,296,803	1,077,772
資産合計	2,766,394	2,848,277

(単位：千円)

	第10期事業年度 (平成20年3月31日)	第11期事業年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	12,228	14,107
未払金	197,330	116,462
未払手数料	163,331	106,282
未払消費税等	33,999	10,180
未払費用	771,682	470,972
未払法人税等	1,667	8,979
前受金	13,800	17,071
賞与引当金	211,040	110,495
流動負債計	1,207,749	738,089
固定負債		
退職給付引当金	120,986	184,754
役員退職慰労引当金	191,308	234,895
固定負債計	312,294	419,649
負債合計	1,520,043	1,157,738
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	226,405	226,405
資本剰余金計	226,405	226,405
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	19,944	464,132
利益剰余金計	19,944	464,132
株主資本合計	1,246,350	1,690,538
純資産合計	1,246,350	1,690,538
負債・純資産合計	2,766,394	2,848,277

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第10期事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		第11期事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		6,700,313		4,871,729
運用受託報酬		-		742,535
投資顧問料		599,999		-
その他営業収益		127,872		75,110
営業収益計		7,428,185		5,689,375
営業費用				
支払手数料		2,978,026		2,203,176
広告宣伝費		69,695		66,762
公告費		2,408		1,411
調査費		1,989,938		1,724,326
調査費		66,913		68,020
委託調査費		1,921,715		1,655,516
図書費		1,309		788
委託計算費		86,319		69,483
営業雑経費		171,567		139,842
通信費		52,125		43,511
印刷費		114,036		89,435
協会費		5,206		5,898
諸会費		199		997
営業費用計		5,297,955		4,205,002
一般管理費				
給料		1,116,704		889,002
役員報酬	1	140,465	1	77,942
給料・手当		753,696		701,077
賞与引当金繰入額		210,612		109,983
退職金		11,929		-
交際費		8,636		7,034
旅費交通費		40,095		35,442
租税公課		11,910		18,409
不動産賃借料		211,751		216,615
退職給付費用		116,539		41,949
役員退職慰労引当金繰入額		7,060		21,723
固定資産減価償却費		57,898		53,652
諸経費	3	329,644	3	246,070
一般管理費計		1,900,241		1,529,898
営業利益又は営業損失()		229,988		45,525
営業外収益				
受取利息		482		799
受取配当金		825		707
為替差益		37,078		-
その他		2,187		100
営業外収益計		40,574		1,607
営業外費用				
為替差損		-		2,637
投資有価証券売却損		41,888		141,802
営業外費用計		41,888		144,440
経常利益又は経常損失()		228,674		188,359
特別利益				
事業活動補助受入金		-	3 4	643,511
特別利益計		-		643,511
特別損失				
固定資産除却損	5	4,202		-
投資有価証券評価損		183,531		7,163
事務所移転費用		18,706		-
特別損失計		206,440		7,163
税引前当期純利益		22,234		447,987
法人税等	2	2,290		-
法人税、住民税及び事業税		-	2	3,800
法人税等合計		2,290		3,800
当期純利益		19,944		444,187

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第10期事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第11期事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	3,913,500	1,000,000
当期変動額		
資本の減少、資本準備金及び利益準備金の取 り崩しによる繰越欠損金の補填	2,913,500	-
当期変動額合計	2,913,500	-
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	3,693,500	226,405
当期変動額		
資本の減少、資本準備金及び利益準備金の取 り崩しによる繰越欠損金の補填	3,467,094	-
当期変動額合計	3,467,094	-
当期末残高	226,405	226,405
利益剰余金		
利益剰余金		
前期末残高	1,658	-
当期変動額		
資本の減少、資本準備金及び利益準備金の取 り崩しによる繰越欠損金の補填	1,658	-
当期変動額合計	1,658	-
当期末残高	-	-
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	6,382,252	19,944
当期変動額		
資本の減少、資本準備金及び利益準備金の取 り崩しによる繰越欠損金の補填	6,382,252	-
当期純利益	19,944	444,187
当期変動額合計	6,402,196	444,187
当期末残高	19,944	464,132
株主資本合計		
前期末残高	1,226,405	1,246,350
当期変動額		
資本の減少、資本準備金及び利益準備金の取 り崩しによる繰越欠損金の補填	-	-
当期純利益	19,944	444,187
当期変動額合計	19,944	444,187
当期末残高	1,246,350	1,690,538
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	37,271	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	37,271	-
当期変動額合計	37,271	-
当期末残高	-	-
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	3,032	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,032	-
当期変動額合計	3,032	-
当期末残高	-	-
評価・換算差額等合計		
前期末残高	34,238	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	34,238	-
当期変動額合計	34,238	-
当期末残高	-	-
純資産合計		
前期末残高	1,192,167	1,246,350
当期変動額		
資本の減少、資本準備金及び利益準備金の取り 崩しによる繰越欠損金の補填	-	-
当期純利益	19,944	444,187
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	34,238	-
当期変動額合計	54,183	444,187

当期末残高

1,246,350

1,690,538

重要な会計方針

項目	第10期事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第11期事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 同 左</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ 為替予約取引 時価法</p>	<p>デリバティブ 為替予約取引 同 左</p>
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 15年～18年 器具備品 4～8年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 ただしソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 12年～18年 器具備品 4～8年</p> <p>(2) 無形固定資産 同 左</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支給見積額のうち当期末までの期間に係る部分の金額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当会計期間において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法(直近の年金財政計算上の責任準備金に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とする方法)により計算しております。また、適格退職年金制度については、年金資産が退職給付債務を超えるため、前払年金費用を計上しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同 左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同 左</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 同 左</p>
5. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	-
6. その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の費用として処理しております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同 左</p>

会計処理の変更

第10期事業年度

第11期事業年度

(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(固定資産の減価償却方法) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ3,065千円減少しております。	-

表示方法の変更

第10期事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第11期事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
-	(貸借対照表) 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度より「未収運用受託報酬」として計上しております。 前事業年度において「長期性預金」として表示しておりましたものは、当事業年度より「投資有価証券」、「保険積立金」に含めて表示しております。 (損益計算書) 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度より「運用受託報酬」として計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第10期事業年度 (平成20年3月31日現在)	第11期事業年度 (平成21年3月31日現在)
1 固定資産の減価償却累計額 建物 13,252千円 器具備品 21,227千円 ソフトウェア 1,303千円 2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている 関係会社に対するものは次のとおりであります。 未払費用 724千円	1 固定資産の減価償却累計額 建物 34,197千円 器具備品 50,607千円 2 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている 関係会社に対するものは次のとおりであります。 未収入金 223,404千円 未払費用 1,048千円

(損益計算書関係)

第10期事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第11期事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 500,000千円以内 監査役 年額 300,000千円以内 2 法人税等は住民税であります。 3 関係会社との取引 諸経費 3,060千円 - 5 固定資産除却損は、器具備品4,202千円であります。	1 役員報酬の範囲額 取締役 年額 500,000千円以内 監査役 年額 300,000千円以内 2 法人税、住民税及び事業税は住民税のみであります。 3 関係会社との取引 諸経費 3,953千円 事業活動補助受入金 643,511千円 4 事業活動補助受入金は当期の市場や事業環境の急激な変化を受けた結果、その影響を補うために事業活動の補助として親会社から受け入れたものであります。 -

(株主資本等変動計算書関係)

第10期事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)					第11期事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)				
発行済株式に関する事項					発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加 株式数(株)	当事業年度 減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)	株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加 株式数(株)	当事業年度 減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	78,270	-	-	78,270	普通株式	78,270	-	-	78,270

(リース取引関係)

第10期事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第11期事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
財務諸表等規則第8条の6第6項により記載を省略しております。	-

(有価証券関係)

第10期事業年度 (平成20年3月31日現在)	第11期事業年度 (平成21年3月31日現在)
1. その他有価証券で時価のあるもの (単位: 千円) (1) 貸借対照表価額が取得原価を超えないもの 投資信託受益証券 取得原価 458,942 貸借対照表計上額 275,411 差額 183,531 (注) 上記の「貸借対照表計上額」は減損処理後の帳簿価額であります。 当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損183,531千円を計上しております。 なお、減損処理は、時価が取得価額の30%以上下落し、1年以内に回復の可能性が無い場合に行っております。	1. その他有価証券で時価のあるもの -
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位: 千円) 売却額 109,169 売却益の合計額 - 売却損の合計額 41,888	2. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位: 千円) 売却額 275,411 売却益の合計額 - 売却損の合計額 141,802
3. 時価評価されていない有価証券 (単位: 千円)	3. 時価評価されていない有価証券 (単位: 千円)

<p>(1) その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く） 貸借対照表計上額</p> <p style="text-align: right;">16,448</p> <p>(注) 上記の「貸借対照表計上額」は減損処理後の帳簿価額であります。</p>	<p>(1) その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く） 貸借対照表計上額</p> <p style="text-align: right;">9,285</p> <p>金銭信託 貸借対照表計上額</p> <p style="text-align: right;">167,469</p> <p>(注) 上記非上場株式の「貸借対照表計上額」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損7,163千円を計上しております。</p>
---	---

(デリバティブ取引関係)

第10期事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第11期事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																			
<p>1. 取引の状況に関する事項</p> <p>取引の内容 当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>取引に対する取組方針 当社のデリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスクを回避する目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>取引の利用目的 当社の為替予約取引は、外貨建その他有価証券の為替変動リスクを回避する目的で利用しております。</p> <p>取引に係るリスクの内容 為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。</p> <p>取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、財務部門が行っております。</p> <p>取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p> <p>2. 取引の時価等に関する事項 通貨関連 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="2">契約額等</th> <th rowspan="2">時価</th> <th rowspan="2">評価損益</th> </tr> <tr> <th></th> <th>うち1年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市場取引以外の取引</td> <td>為替予約取引 売建 米ドル</td> <td style="text-align: right;">321,000</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">297,518</td> <td style="text-align: right;">23,481</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">321,000</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">297,518</td> <td style="text-align: right;">23,481</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 時価の算定方法 期末の時価は先物相場を使用しております。</p>	区分	種類	契約額等		時価	評価損益		うち1年超	市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	321,000	-	297,518	23,481	合計	321,000	-	297,518	23,481	<p>1. 取引の状況に関する事項</p> <p>取引の内容 当社の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。</p> <p>取引に対する取組方針 当社のデリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスクを回避する目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>取引の利用目的 当社の為替予約取引は、外貨建その他有価証券の為替変動リスクを回避する目的で利用しております。</p> <p>取引に係るリスクの内容 為替予約取引は、為替相場の変動によるリスクを有しております。</p> <p>取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、財務部門が行っております。</p> <p>2. 取引の時価等に関する事項 -</p>
区分			種類	契約額等			時価	評価損益												
		うち1年超																		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	321,000	-	297,518	23,481															
	合計	321,000	-	297,518	23,481															

(退職給付関係)

第10期事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第11期事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職一時金制度と適格退職年金制度を併用しております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p>

2.退職給付債務に関する事項		2.退職給付債務に関する事項	
退職給付債務	355,245千円	退職給付債務	417,350千円
年金資産	<u>282,987千円</u>	年金資産	<u>331,558千円</u>
未積立退職給付債務	72,258千円	未積立退職給付債務	85,792千円
前払年金費用	<u>48,728千円</u>	前払年金費用	<u>98,962千円</u>
退職給付引当金	120,986千円	退職給付引当金	184,754千円
3.退職給付費用に関する事項		3.退職給付費用に関する事項	
退職給付費用	116,539千円	退職給付費用	41,949千円
4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項		4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
割引率	1.3 %	割引率	1.3 %
退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用いております。		同左	

(ストック・オプション等関係)

第10期事業年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第11期事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 一般管理費 3,060千円	1.ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 一般管理費 3,953千円
2.ストック・オプション等の内容 当社は、親会社であるレッグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)に準じた方法により会計処理をしております。	2.ストック・オプション等の内容 同左

（税効果会計関係）

第10期事業年度 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）			第11期事業年度 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）		
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳			1. 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳		
千円			千円		
繰延税金資産			繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	1,129,981		税務上の繰越欠損金	1,048,362	
賞与引当金	85,893		賞与引当金	44,971	
役員退職慰労引当金	77,862		役員退職慰労引当金	95,602	
退職給付引当金	49,241		退職給付引当金	75,195	
未払費用	62,966		未払費用	32,767	
有価証券評価損	108,702		有価証券評価損	36,920	
前払年金費用認容	19,832		前払年金費用認容	40,277	
繰延税金資産小計	<u>1,494,814</u>		繰延税金資産小計	<u>1,293,541</u>	
評価性引当額	<u>1,494,814</u>		評価性引当額	<u>1,293,541</u>	
繰延税金資産合計	<u>-</u>		繰延税金資産合計	<u>-</u>	
			2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		
			（％）		
			法定実効税率	40.7	
			（調整）		
			交際費等永久に損金に算入されない項目	4.2	
			住民税均等割	0.8	
			評価性引当金	44.9	
			税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>0.8</u>	

（関連当事者情報）

第10期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	レグ・メイソン・インク	米国メリーランド州	百万米ドル 13	持株会社	被所有 直接 100%	-	-	諸経費の支払 (注1)	千円 3,060	未払費用	千円 724

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注1）諸経費の内容はストック・オプション等に係る費用であります。

（2）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の 子会社	ウェスタン・アセット・マネジメン・カンパニー・リミテッド	英国ロンドン市	百万米ドル 13	金融業	-	-	投資顧問契約	その他営業収益の受取 (注2)	千円 6,485	その他未収収益	千円 1,509
								投資顧問報酬の支払 (注1)	653,410	未払費用	156,688
親会社の 子会社	ウェスタン・アセット・マネジメン・カンパニー	米国カリフォルニア州	米ドル 500	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払 (注1)	千円 327,280	未払費用	千円 72,937

親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・ピーティーワイ・リミテッド	オーストラリアメルボルン	百万豪ドル 1.5	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払(注1)	千円 394,868	未払費用	千円 98,734
親会社の子会社	ウェスタン・アセット・マネジメント(株)	東京都千代田区	億円 10	金融業	-	-	投資顧問契約	長期差入保証金の差入	千円 72,745	長期差入保証金	千円 145,490
								投資顧問報酬・諸経費の支払(注1)	62,757	未払費用	12,581
親会社の子会社	レッグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド	シンガポール	百万SGドル 27	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬・諸経費の支払(注1)	千円 25,610	未払費用	千円 21,213
親会社の子会社	レッグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド	英国ロンドン市	百万豪ドル 11	金融業	-	-	投資顧問契約	その他営業収益の受取(注2)	千円 29,251	その他未収収益	千円 7,870
								投資顧問報酬の支払(注1)	155,914	未払費用	38,217
親会社の子会社	レッグ・メイソン・インベストメンツ(ヨーロッパ)リミテッド	英国ロンドン市	百万英ポンド 8	金融業	-	-	サービス契約	その他営業収益の受取(注2)	千円 92,135	その他未収収益	千円 11,680
親会社の子会社	クリアブリッジ・アドバイザーズ・エルエルシー	米国ニューヨーク州	-	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払(注1)	千円 11,422	未払費用	千円 3,063
親会社の子会社	レッグ・メイソン・キャピタル・マネジメント・インク	米国メリーランド州	千米ドル 1	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払(注1)	千円 3,653	未払費用	千円 653
親会社の子会社	バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国マサチューセッツ州	米ドル 1	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払(注1)	千円 195,009	未払費用	千円 43,943
親会社の子会社	レッグ・メイソン&カンパニー・エルエルシー	米国メリーランド州	-	サービス業	-	-	-	調査費・諸経費の支払	千円 37,323	未払費用	千円 12,901
親会社の子会社	レッグ・メイソン・テクノロジー・サービス・インク	米国メリーランド州	米ドル 1	サービス業	-	-	サービス契約	諸経費の支払	千円 116,163	未払費用	千円 116,163
親会社の子会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国ペンシルバニア州	-	金融業	-	-	投資顧問契約	投資顧問報酬の支払(注1)	千円 36,235	未払費用	千円 14,014

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 投資顧問報酬の支払は、国内投信及び国内年金に対する支払で、料率は各投信、各年金毎に個別に決定しております。

(注2) その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス費であります。

(注3) 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

第11期事業年度(自平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要会社（会社等の場合に限る。）等

属性	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
親会社	レグ・メイソン・ インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	百万米ドル 14	持株 会社	被所有 直接 100%	-	事業活動補助受入金の受取 (注1)	千円 643,511	未収入金	千円 223,404
							諸経費の支払 (注1)	3,953	未払費用	1,048

（取引条件及び取引条件の決定方針等）

（注1）事業活動補助受入金は、当社の事業活動に与える影響を勘案の上、親会社と協議の上決定しております。

（注2）諸経費の内容はストック・オプション等に係る費用であります。

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

属性	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ リミテッド	英国 ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	-	サービス 契約 投資顧問 契約	その他営業 収益の受取 (注2)	千円 3,878	その他 未収 収益	千円 222
							委託調査費の 支払 (注1)	544,224	未払 費用	118,058
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー	米国 カリフォルニア州 パサディナ	米ドル 500	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費の 支払 (注1)	千円 140,049	未払 費用	千円 17,335
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ ピーティーワイ・ リミテッド	オーストラリア ビクトリア州 メルボルン	百万豪ドル 1.5	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費の 支払 (注1)	千円 396,056	未払 費用	千円 95,380
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント(株)	東京都 千代田区	億円 10	金融業	-	役員の兼任 投資顧問 契約	委託調査費の 支払 (注1)	千円 40,700	長期 差入 保証金	千円 145,490
									未払 費用	10,405
同一の親会社を持つ会社	ウェスタン・ アセット・ マネジメント・ カンパニー・ ディーティーブイ エム・リミターダ	ブラジル サンパウロ州 サンパウロ	百万ブラジル レアル 69	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費の 支払 (注1)	千円 844	未払 費用	千円 844
同一の親会社を持つ会社	レグ・メイソン・ インター ナショナル・ エクイティーズ・ (シンガポール) ピーティーイー・ リミテッド	シンガポール	百万SGドル 27	金融業	-	役員の兼任 サービス 契約 投資顧問 契約	諸経費の 支払	千円 18,231	未払 費用	千円 2,946
							委託調査費の 支払 (注1)	2,826		

同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・インターナショナル・エクイティーズ・リミテッド	英国 ロンドン市	百万米ドル 11	金融業	-	サービス 契約 投資顧問 契約	その他営業収益の受取 (注2)	千円 20,154	その他 未収 収益	千円 2,808
							委託調査費の 支払 (注1)	88,300	未払 費用	8,235
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・インベストメンツ・(ヨーロッパ)リミテッド	英国 ロンドン市	百万英ポンド 10	金融業	-	役員の兼任 サービス 契約	その他営業収益の受取 (注2)	千円 51,077	その他 未収 収益	千円 7,803
							委託調査費の 支払 (注1)	5,400	未払 費用	1,557
同一の親会社を持つ会社	クリアブリッジ・アドバイザーズ・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク	-	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費の 支払 (注1)	千円 8,384	未払 費用	千円 1,230
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・キャピタル・マネジメント・インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	千米ドル 1	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費の 支払 (注1)	千円 1,288	未払 費用	千円 57
同一の親会社を持つ会社	バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク	米国 マサチューセッツ州 ボストン	米ドル 1	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費の 支払 (注1)	千円 193,548	未払 費用	千円 60,129
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン & カンパニー・エルエルシー	米国 メリーランド州 ボルティモア	-	サービス業	-	-	調査費・ 諸経費の 支払	千円 27,559	未払 費用	千円 9,850
同一の親会社を持つ会社	レッグ・メイソン・テクノロジー・サービス・インク	米国 メリーランド州 ボルティモア	米ドル 1	サービス業	-	サービス 契約	諸経費の 支払	千円 83,739	未収 入金	千円 5,702
同一の親会社を持つ会社	ブランディワイン・グローバル・インベストメント・マネジメント・エルエルシー	米国 ペンシルバニア州 フィラデルフィア	-	金融業	-	投資顧問 契約	委託調査費の 支払 (注1)	千円 149,230	未払 費用	千円 41,864

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 委託調査費の支払は国内投信及び国内年金に係る運用・助言業務の再委託に対する支払であります。料率は一般的な手数料水準等を総合的に勘案した上で決定しております。

(注2) その他営業収益の内容はグループで発行しているファンドの販売支援等のサービス費であります。料率は一般的な手数料水準等を総合的に勘案した上で決定しております。

(注3) 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

レッグ・メイソン・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

第10期事業年度 (自平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第11期事業年度 (自平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
---------------------------------------	---------------------------------------

1株当たり純資産額	15,923円73銭	1株当たり純資産額	21,598円80銭
1株当たり当期純利益	254円82銭	1株当たり当期純利益金額	5,675円07銭
(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。		(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りであります。	
当期純利益	19,944千円	当期純利益	444,187千円
普通株式に帰属しない金額	-	普通株式に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益	19,944千円	普通株式に係る当期純利益	444,187千円
期中平均株式数	78千株	期中平均株式数	78千株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)

第10期事業年度 (自平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第11期事業年度 (自平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第12期中間会計期間末 (平成21年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		651,273
未収委託者報酬		292,411
未収運用受託報酬		559,660
未収利息		258
前払費用		25,661
その他未収収益		4,338
流動資産計		1,533,604
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	310,788
器具備品	1	120,564
有形固定資産計		431,353
無形固定資産		
ソフトウェア		10,678
無形固定資産計		10,678
投資その他の資産		
投資有価証券		194,169
長期差入保証金		148,588
保険積立金		203,758
前払年金費用		139,276
投資その他の資産計		685,792
固定資産計		1,127,824
資産合計		2,661,429

(単位：千円)

第12期中間会計期間末

(平成21年9月30日)

負債の部

流動負債

未払手数料		132,224
未払消費税等		30,910
未払法人税等		5,899
前受金		14,826
賞与引当金		54,887
未払費用	2	309,280
預り金		13,542
流動負債計		<u>561,572</u>

固定負債

退職給付引当金		193,401
役員退職慰労引当金		248,170
固定負債計		<u>441,571</u>

負債合計

1,003,144

純資産の部

株主資本

資本金		1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		226,405
資本剰余金計		<u>226,405</u>
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		431,879
利益剰余金計		<u>431,879</u>

株主資本計 1,658,285純資産合計 1,658,285負債・純資産合計 2,661,429

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第12期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬			2,236,519
運用受託報酬			619,471
その他営業収益			24,716
営業収益計			2,880,707
営業費用			
一般管理費	1	2	746,288
営業損失			46,236
営業外収益			
受取利息			875
為替差益			14,215
受取配当金			775
その他			17
営業外収益計			15,883
経常損失			30,353
税引前中間純損失			30,353
法人税、住民税及び事業税			1,899
法人税等合計			1,899
中間純損失			32,253

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	第12期中間会計期間 (自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	1,000,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	226,405
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	226,405
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	464,132
当中間期変動額	
中間純損失	32,253
当中間期変動額合計	32,253
当中間期末残高	431,879
株主資本合計	
前期末残高	1,690,538
当中間期変動額	
中間純損失	32,253
当中間期変動額合計	32,253
当中間期末残高	1,658,285

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第 12 期 中 間 会 計 期 間 (自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 9 月 30 日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法） その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 12～18年 器具備品 4～8年 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに充てるため、支給見積額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務は、簡便法（直近の年金財政計算上の責任準備金に合理的な調整を加えた額をもって退職給付債務とする方法）により計算しております。また、確定給付企業年金制度については、年金資産が退職給付債務を超えるため、前払年金費用を計上しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
4. リース取引の処理方法	リース取引開始日が適用初年度の開始前の、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税及び地方消費税は、発生会計期間の期間費用として処理しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第 12 期 中 間 会 計 期 間 末 平成21年9月30日現在	
1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	44,731千円
器具備品	65,409千円
2 関係会社に対する資産及び負債	
区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。	
未払費用	634千円

(中間損益計算書関係)

第 12 期 中 間 会 計 期 間 (自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 9 月 30 日)	

1 減価償却実施額	
有形固定資産	25,336千円
無形固定資産	1,682千円
2 関係会社との取引	
一般管理費	3,139千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第12期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	前事業年度末(株)	当中間会計期間増加(株)	当中間会計期間減少(株)	当中間会計期間末(株)
普通株式	78,270	-	-	78,270

(リース取引関係)

第12期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
オペレーティング・リース取引 (借主側) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年以内	175,792千円
1年超	102,545千円
合計	278,338千円

(有価証券関係)

第12期中間会計期間末 平成21年9月30日 現在	
1. 時価評価されていない有価証券 (単位:千円)	
区分	中間貸借対照表計上額
(1) その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く) 中間貸借対照表計上額	9,285
金銭信託 中間貸借対照表計上額	184,884
(注) 表中の中間貸借対照表計上額は減損処理後の帳簿価額であります。	

(ストック・オプション等関係)

第12期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
1. スtock・オプション等に係る当中間会計期間における費用計上額及び科目名 一般管理費 3,139千円	
2. スtock・オプション等の内容 当社は、親会社であるレッグ・メイソン・インクの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬にかかる費用を負担しておりますが、これらの費用については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)に準じた方法により会計処理をしております。	

(一株当たり情報)

第12期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
---	--

1株当たり純資産額	21,186.73円
1株当たり中間純損失金額	412.07円

(注) 1. なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。

中間純損失	32,253千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	32,253千円
期中平均株式数	78,270株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下「及び」において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記「及び」に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

また、委託会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 三菱UFJ信託銀行株式会社（「受託会社」及び「販売会社」）

資本金の額

平成21年11月末現在 324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。なお、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(2) ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド（「投資顧問会社」）

資本金の額

平成21年3月末現在 11百万米国ドル（1,013百万円）（米国ドルの円貨換算は、便宜上、平成21年12月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米国ドル=92.10円）によります。）

事業の内容

英国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及びその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(3) ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー（「投資顧問会社」）

資本金の額

平成21年3月末現在 500米国ドル（46千円）（米国ドルの円貨換算は、便宜上、平成21年12月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米国ドル=92.10円）によります。）

事業の内容

米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及びその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(4) バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク（「投資助言会社」）

資本金の額

平成21年3月末現在 1 米国ドル(92円)(米国ドルの円貨換算は、便宜上、平成21年12月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1 米国ドル=92.10円)によります。)

事業の内容

米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及びその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(5)株式会社福岡銀行(「販売会社」)

資本金の額

平成21年10月末現在 82,329百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(6)株式会社北海道銀行(「販売会社」)

資本金の額

平成21年9月末現在 93,524百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(7)株式会社広島銀行(「販売会社」)

資本金の額

平成21年9月末現在 54,573百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(8)株式会社みなと銀行(「販売会社」)

資本金の額

平成21年9月末現在 27,484百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(9)株式会社鹿児島銀行(「販売会社」)

資本金の額

平成21年9月末現在 18,130百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(10)株式会社京葉銀行(「販売会社」)

資本金の額

平成21年9月末現在 49,759百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(11)株式会社愛知銀行(「販売会社」)

資本金の額

平成21年11月末現在 18,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(12)株式会社東北銀行(「販売会社」)

資本金の額

平成21年3月末現在 8,233百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っ

ています。

(13)株式会社栃木銀行（「販売会社」）

資本金の額

平成21年9月末現在 27,408百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(14)株式会社山陰合同銀行（「販売会社」）

資本金の額

平成21年9月末現在 20,705百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(15)トヨタファイナンシャルサービス証券株式会社（「販売会社」）

資本金の額

平成21年6月末現在 8,100百万円

事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(16)日興コーディアル証券株式会社（「販売会社」）

資本金の額

平成21年10月1日現在 10,000百万円

事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(17)株式会社京都銀行（「販売会社」）

資本金の額

平成21年11月末現在 42,103百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(18)株式会社七十七銀行（「販売会社」）

資本金の額

平成21年9月末現在 24,658百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(19)株式会社熊本ファミリー銀行（「販売会社」）

資本金の額

平成21年6月末現在 26,347百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(20)株式会社伊予銀行（「販売会社」）

資本金の額

平成21年9月末現在 20,948百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(21)株式会社親和銀行（「販売会社」）

資本金の額

平成21年9月末現在 33,128百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(22)株式会社東日本銀行（「販売会社」）

資本金の額

平成21年9月末現在 38,300百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(23)京都信用金庫（「販売会社」）

資本金の額

平成21年9月末現在 13,408百万円

事業の内容

信用金庫法に基づき金融業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

（注）資本金の額の箇所には、出資の総額を記載しております。

(24)野村證券株式会社（「販売会社」）

資本金の額

平成21年11月末現在 10,000百万円

事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(25)三井住友海上火災保険株式会社（「販売会社」）

資本金の額

平成21年3月末現在 139,595百万円

事業の内容

保険業法に基づき、損害保険業を営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取扱いを行っています。

(26)株式会社SBI証券（「販売会社」）

資本金の額

平成21年9月末現在 47,937百万円

事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(27)東海東京証券株式会社（「販売会社」）

資本金の額

平成21年9月末現在 6,000百万円

事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額

平成21年9月末現在 10,000百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき、信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社における関係業務の概要

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2)投資顧問会社における関係業務の概要

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、当ファンドが主要投資対象とするLM・グローバル債券マザーファンドの運用指図を行います。

(3)投資助言会社における関係業務の概要

委託会社に対し、当ファンドが主要投資対象とするLM・グローバル株式マザーファンドの運用に係る助言及び情報提供を行います。

(4)販売会社における関係業務の概要

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、一部解約実行の請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金・一部解約金の支払い、口座管理機関としての業務等を行います。

3【資本関係】

届出会社と他の関係法人の間には直接の資本関係はありません。委託会社、バッテリーマーチ・ファイナンシャル・マネジメント・インク、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド及びウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーの最終的親会社はレグ・メイソン・インクであります。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙及び裏表紙に委託会社及び当ファンドのロゴ・マーク、図案、「コレも、毎月さしあげたい。」というキャッチ・コピーを採用すること、また当ファンドの形態等を記載することがあります。
- (2)目論見書の表紙裏面に以下の内容等を記載することがあります。
- 当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に外貨建債券及び株式を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、実質組入債券及び株式の値動き並びに為替相場の変動等により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、実質組入債券及び株式の発行者の経営・財務内容の変化並びにそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドはリスク商品であり、投資元本は保証されていません。当ファンドの収益や投資利回り等は未確定であり、当ファンドの信託財産に生じた利益及び損失は全て受益者に帰属します。
- ファンドは、主に外貨建の債券及び株式を実質的な投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落や組入株式の価格下落、組入債券の発行体及び組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。
- 投資信託は預金等や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外で投資信託をご購入された場合は、投資者保護基金の支払いの対象にはなりません。
- 本ファンドは課税上、株式投資信託として取扱われます。
- (3)本文書「第一部 証券情報」及び「第二部 ファンド情報」の内容を要約し、「ファンドの概要」として目論見書の冒頭に掲載することがあります。また、目論見書の巻末に用語集を掲載します。
- (4)目論見書に信託約款の全文を添付し、本文書「第二部 ファンド情報」の「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、概略のみを記載し、当該約款を参照する旨をあわせて記載することで、本文書の内容の記載とすることがあります。
- (5)目論見書の別称として、次の名称を用いることがあります。
- 投資信託説明書（目論見書）
 - 投資信託説明書（交付目論見書）
 - 投資信託説明書（請求目論見書）
- (6)目論見書は、電子媒体としてインターネット等に掲載される場合があります。

独立監査人の監査報告書

平成22年1月8日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 洋季

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・グローバル・プラス（毎月分配型）の平成21年5月9日から平成21年11月9日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・グローバル・プラス（毎月分配型）の平成21年11月9日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

レッジ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 澤口 雅昭
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレッジ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レッジ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月18日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 澤口雅昭
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年7月8日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公一指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 洋季

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているLM・グローバル・プラス（毎月分配型）の平成20年11月11日から平成21年5月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、LM・グローバル・プラス（毎月分配型）の平成21年5月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年 6月23日

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 澤 口 雅 昭
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。